

第三十八回国会 参議院内閣委員会會議録第二十号

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十四時四十一分開会

委員の異動

四月十八日委員二見甚郷君辞任につき、その補欠として大谷藤之助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 小幡 治和君
村山 道雄君
伊藤 顯道君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
大泉 寛三君
大谷藤之助君
木村篤太郎君
塩見 俊二君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
千葉 信君
鶴岡 哲夫君
横川 正市君
田畑 金光君
外務大臣 小坂善太郎君
国務大臣 池田正之輔君
国務大臣 追水 久常君
政府委員 防衛庁長 加藤 陽三君
官官房長 木村 秀弘君
防衛庁長官 塚本 敏夫君

調達庁長官 丸山 信君
経済企画庁 中野 正一君
調整局長 曾田 忠君
経済企画庁 曾田 忠君
合開発局長 島村 武久君
科学技術庁 久田 太郎君
科学技術庁 湯川 盛夫君
計画局長 湯川 盛夫君
科学技術庁 湯川 盛夫君

外務大臣官房長 湯川 盛夫君

事務局長 湯川 盛夫君

常任委員 杉田正三郎君

会専門員 久保 卓也君

防衛庁防衛 局第一課長 久保 卓也君

説明員 防衛庁防衛 局第一課長 久保 卓也君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○科学技術会議設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国防の防衛に関する調査(駐留軍の演習場等に関する件)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。一昨日、二見甚郷君が辞任され、大谷藤之助君が選ばれました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、理事の辞任許可の件についてお諮りいたします。

塩見俊二君が、都合により、理事を辞任したい旨の申し出がありました。

が、これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。この互選の方法は、成規の手續を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、科学技術会議設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、池田科学技術庁長官、島村官房長、久田計画局長でございます。

質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 科学技術会議は総理を議長にしまして、少数精鋭で運営をするのだという建前になっておいて、非常に特殊な会議のようになっておりまして、総理が議長だという点について、また、少数精鋭だという意味におきまして、総理を議長にして、文部大臣、科学技術庁長官、大蔵大臣、企画庁長官、それに学術会議の会長、ほかに三名、こういうふうになっておりますが、この三名のうち二人は常勤になっております。そういう中で、今

回さらに二人をふやそうというわけでありまして、先ほど申し上げました非常に少数精鋭主義という建前からいまして、今回二人増加というのは、非常に大幅な増員になるわけですが、どういう意味でこういうことをなさるのか、それを伺いたいと思います。

○国務大臣(池田正之輔君) 最初、御承知のように、ただいま御指摘のような形で、少数精鋭という形で出発したものであります。その後の科学技術の発展といいますが、発達と申しますか、ますますこれが幅が広くなり、これがひいては日本の産業構造、経済構造の上に非常に大きなウェイトを持つことは申すまでもございません。さような意味からして、ここでより強力なものにするために、特にこの際、民間から専門の方をもう二人ぐらい委嘱して参加していただく、これが時宜に合ったものじゃないか、こういう趣旨で追加した、こういうことでござい

ます。

○鶴岡哲夫君 場当たりみたいな感じがするのでございしますが、御存じのよう、この科学技術会議設置法は、三十四年の十二月に法律が通りました。今日まで一年とちょっとです。その間に科学は目の回るほど発展したのですか。この科学の非常な発展というのは、御存じのように、そんなきょうやきょうの話じゃないのです。御存じの通りです。だから、設置してからわ

ずか一年しかたないのに、何か科学が想像もつかないような発展をしたようなお話ですけれども、非常に場当たり的な感じがするのですが、二名ふやすという理由は、どうも説得力を欠くように思えますけれども。

○国務大臣(池田正之輔君) 説得力が私は弱いのでありますけれども、賢明な鶴岡さんは御承知のように、これは一年とおっしゃいますけれども、もう二年たっております。それから、それほど変わるかとおっしゃいますが、とにかくスプートニクが上がって、三年半で人工宇宙船が上がるというような時代でございます。これはだれが見てもわかることなんですけれども、その他あらゆる面において、この一年、二年の、何といいますが、開発と申しますか進歩といいますが、まことに目まぐるしいものがあるのです。これはあなたもよく御存じのはずなんです。これに対応していくには、それはもう私がこの間から申し上げておるように、悪ければ、きのうやったりつでも、きょう直してもいいという私は気がまをこの際持てつきやないか。こういうことは、つまり去年きめ

たから、ことしはまた一年しかたっていないから、あるいは二年しかたっていないからきめちゃいけないというような考え方もございしますけれども、えてして、決してさから意味じゃございせんが、官僚や何かはよくそういうことを言うのです。賢明なる鶴岡先生がそういうことをおっしゃるの、私

が、これを許可することに御異議ござ

いませんか。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。この互選の方法は、成規の手續を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、科学技術会議設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、池田科学技術庁長官、島村官房長、久田計画局長でございます。

質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 科学技術会議は総理を議長にしまして、少数精鋭で運営をするのだという建前になっておいて、非常に特殊な会議のようになっておりまして、総理が議長だという点について、また、少数精鋭だという意味におきまして、総理を議長にして、文部大臣、科学技術庁長官、大蔵大臣、企画庁長官、それに学術会議の会長、ほかに三名、こういうふうになっておりますが、この三名のうち二人は常勤になっております。そういう中で、今

回さらに二人をふやそうというわけでありまして、先ほど申し上げました非常に少数精鋭主義という建前からいまして、今回二人増加というのは、非常に大幅な増員になるわけですが、どういう意味でこういうことをなさるのか、それを伺いたいと思います。

○国務大臣(池田正之輔君) 最初、御承知のように、ただいま御指摘のような形で、少数精鋭という形で出発したものであります。その後の科学技術の発展といいますが、発達と申しますか、ますますこれが幅が広くなり、これがひいては日本の産業構造、経済構造の上に非常に大きなウェイトを持つことは申すまでもございません。さような意味からして、ここでより強力なものにするために、特にこの際、民間から専門の方をもう二人ぐらい委嘱して参加していただく、これが時宜に合ったものじゃないか、こういう趣旨で追加した、こういうことでござい

ます。

○鶴岡哲夫君 場当たりみたいな感じがするのでございしますが、御存じのよう、この科学技術会議設置法は、三十四年の十二月に法律が通りました。今日まで一年とちょっとです。その間に科学は目の回るほど発展したのですか。この科学の非常な発展というのは、御存じのように、そんなきょうやきょうの話じゃないのです。御存じの通りです。だから、設置してからわ

ずか一年しかたないのに、何か科学が想像もつかないような発展をしたようなお話ですけれども、非常に場当たり的な感じがするのですが、二名ふやすという理由は、どうも説得力を欠くように思えますけれども。

○国務大臣(池田正之輔君) 説得力が私は弱いのでありますけれども、賢明な鶴岡さんは御承知のように、これは一年とおっしゃいますけれども、もう二年たっております。それから、それほど変わるかとおっしゃいますが、とにかくスプートニクが上がって、三年半で人工宇宙船が上がるというような時代でございます。これはだれが見てもわかることなんですけれども、その他あらゆる面において、この一年、二年の、何といいますが、開発と申しますか進歩といいますが、まことに目まぐるしいものがあるのです。これはあなたもよく御存じのはずなんです。これに対応していくには、それはもう私がこの間から申し上げておるように、悪ければ、きのうやったりつでも、きょう直してもいいという私は気がまをこの際持てつきやないか。こういうことは、つまり去年きめ

たから、ことしはまた一年しかたっていないから、あるいは二年しかたっていないからきめちゃいけないというような考え方もございしますけれども、えてして、決してさから意味じゃございせんが、官僚や何かはよくそういうことを言うのです。賢明なる鶴岡先生がそういうことをおっしゃるの、私

が、これを許可することに御異議ござ

いませんか。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。この互選の方法は、成規の手續を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、科学技術会議設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、池田科学技術庁長官、島村官房長、久田計画局長でございます。

質疑のおありの方は、順次御発言願います。

はよくわからないのですが、われわれのもの考え方としては、一年であろが半年であろが、もう世の中が変わってきた、それじゃあそれに対応するといふので、これに即応していくという気がまえが私は新しい政治家としての行き方じゃないかろうか、かように考えております。

○鶴岡哲夫君 それは日本の科学技術を審議する最高の機関として、総理を議長にして少数精鋭でやるということ、大へんな意気込みだったんです。設置して一年ちょっとです、三十四年の十二月二十日ですから、二月二十日です。

○鶴岡哲夫君 二月二十日——これは私の読み違いでありました。二年ということですね。しかし、それにしましても、何か世の中が変わるようなお話なんです、どうもそういう点もつと慎重であるべきじゃないかと思うのですが、そういう最高の機関だということ、少数精鋭ということ、設置されたのですから、世の中が変わるようなお話なんです、そんなことじゃないと思ひますが、科学技術の大きな問題としては、昭和三十一年ごろから、もうすでに大きな声でいわれておったわけであつて、どうも根拠薄弱です。二名ふやす、おまけに非常勤です。もう一べん納得いくように——世の中は変わっていないのですから。

○国務大臣(池田正之輔君) 世の中変わっていないといふことは、これはお互い意見のあるところでございまして、実は御承知のように、最初総理を入れて閣僚が五人、学術会議の会長が一人、それから学識経験者が三人、こ

ういう構成で出発したわけなんです。ところが、実際問題として、その会議を開く場合に、その一番ウエーを置き、また、人数の多い閣僚が、一々これに参加してやるというところは、きわめて困難なことは申すまでもございませぬ。従つて、これでは最初の目的通りには運営できない。そこで、今の変わつてきたといふこと、さらにこれに対応するといふこと、さらに、今の閣僚五人のほかの学識経験者が三人、それに学術会議の会長を入れて、そして四人でございまして、むしろその方にウエーを置くべきだ、それらの方々の御意見を聞くことが妥当である、さういふ意味で学識経験者の方から二人だけふやして、そして万遺漏なきを期する、こういう考え方で、実はふやしたのであります、どうぞ一つその点も御了承願ひたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 そういふお話をすると、当初から閣僚四名総理一名、それで五名だ。あと三名ですが、これは学術会議の会長、それに学識経験者三名、構成がその当初から無理だったのです。今のお話をすると、当初から無理だった。学術会議の会長と学識経験者三名といふのは、当初から日本の学術界のあるいは科学技術といふものを最高の機関として審議するには、当初から無理だったのだ、こういうことにならなければならぬ。当初から無理だったといふお話になります、さっきの御発言です。それは私が申し上げるように、場当たりではないか、もっと慎重に御配慮を願つて設置されるべきものではないか、日本の最高の、最も権威のある科学技術機関だといふことで御

設置になったのだから、その際には慎重な配慮が足りない、学識経験者がわずか四名しかおられない、閣僚四名と総理一名だ。こういう構成が当初から無理だったといふことを長官の発言の中からくみ取れるのですが、どうも私は場当たりにしてしまふが、どうも私は感じがございませぬ。いかにございませぬか。

○国務大臣(池田正之輔君) そう言われると、どうもそんなような私も気がするのです。と申しますのは、しかし、これは最初の考え方としましては、当時は私は関係ないのですけれども、あとで私就任以来これを見ておりました、当初の考え方が少し甘かったのではないか。しかし、当初のこれを設置する場合には、これは内閣に準ずるような科学技術最高会議といふ、最高といふ文字をつけようかといふような御議論があつたように、非常に権威のあるものにしたい、それには閣僚閣僚を全部入れて、民間の人なんかもなるべく少なくして、少数精鋭にしたい、こういふ、このアイデアとしては私は正しいと思ひます。しかし、実際の運営の上から見ると、そこには若干の無理がある。と同時に、その後の情勢の変化に伴つて、これではいかんから、さらに民間から補充して補強する必要があるといふのが今度の考え方、すなわち申しますれば、なるほど最初甘かったのじゃないかといふお言葉でございませぬけれども、そういう運営の面やなんかから見ると、あなたの御指摘のように、どうも甘かったのじゃないかといふ感じが私も同感であります。ですから、ここでさらに補充して強力なものにしたい、完全なものに

したいといふのが今度の私どもの提案の趣旨でございませぬ。

○鶴岡哲夫君 その通りだと思ひますけれども、そこで、この学識経験者三名になつておられますが、今のところ、そのうちの二名が常勤になつております。その常勤につきまして、この科学技術会議設置法の第十條で、第十條の第二項に、常勤者は在任中内閣総理大臣の許可がある場合を除くほかは兼務をしてはならないといふ条項がありますが、それでこれはその趣旨としては、できるだけ兼務してもらいたくないのだ、こういう趣旨だろうと思つておきたい。これは当然そうだと思うのです。できるだけ兼務してもらいたくないのだ、やむを得ない場合には内閣総理大臣が認可をして兼務をしてもらふ、こういう趣旨だと思ふのですが、

○国務大臣(池田正之輔君) これは当然にこういふ重要な役職でございませぬから、十條にも明記してありますように、「報酬を得て他の職務に従事し」云々とあります。ですから、そういうことは、これは禁じてあるし、それから、また、趣旨としては、会議の常勤者として専念するといふことが根本的な考え方だと思ひます。従つて、それを禁止する条項がここに含まれてゐることは当然だと思ひます。ただ、この間もこの席上だつたと思ひますけれども、いろいろ御議論が出ておりました。が、そういう委員といつたようなもので他に兼務しておる人はたくさんおられます。これがしばしば御議論になり、おしかりを受けておるものでありますけれども、実はこの間行政管理局長官のもつ

ばら答弁でありましたから、私だまつて横で聞いておりましたが、特に私の所管する科学技術庁の關係におきましては、なかなか人を得がたいような場合が多いのです。そうすると、どうしても臨時的にやはり特殊な人にそれぞれの會議に参加してもらふといふようなことは、これは必然的に起つてくるので、しかし、当委員会御忠告もあり、御意見もございまして、その次の閣議の席上でたしかその問題が話題となりまして、なるべくそれを削つていこうといふことで、寄り寄り今話し合ひをしてゐるところでございませぬ。

○鶴岡哲夫君 最高の権威といふことで、非常に留意をされて設置されて、そしてこの学識経験者三名のうち、二名は常勤だ。この常勤の人については、これは最高の権威として常勤に置いておるわけですから、従つて、この十條第二項に、総理大臣の認可を得なければ、ほかの職務を兼務してはならない、職務に専心してもらいたい、科学技術會議の審議に専心してもらいたい、こういう趣旨だと思ふのです。この今おられます二人の常勤の方の一人は、これは全然兼務はないのです。もう一人の方は兼務が三つあるのです。これはどうも第二項の趣旨とまるで反するに思ふのです。せつかく二人しかいない常勤の中の一人が三つも兼務しておる。

○国務大臣(池田正之輔君) 大へん何ですが、私のところでわかつておられますが、三つ、四つあるようございませぬけれども、これもまだはつきりしておりませぬけれども、これははいずれも御承知のように、これはおそろしく内

海委員のことだと思ひます。内海委員は、御承知のように、これは土木、特に電源開発の面の特長な技能者でございまして、これに該当するような人は、あなたも御承知だと思ひますけれども、従来内務省の土木局時代から、これの専門の人というのがきわめて少ないのです。そういう意味で、まあ仕方ないから貸してやつておる、たまたま貸してやる、こういう意味に御了解願ひたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 どうも長官、あなたの所管しておられる審議会の業務の状況もおわかりにならぬようじゃ、やつと内海さんが兼務しておられるという話ですが、これは御存じのように、とても重要な委員会ですね。河川審議会、中央建設審議会、資源調査会、これはどうもどつとが本務からわかれぬじゃないですか、これじゃ。しつかりしてもらいたいですね、科学技術会議に専心の義務を負わしておるのだけれども、まあ得がたい人だから三つも兼務しておるという話では。そして新しく二人ふやす、それも非常勤だという話では。もつとしつかりしてもらいたいですね、これは。

○国務大臣(池田正之輔君) しつかりしろというおしかりのようございませうけれども、決して私は弁解するわけでもございませうが、御承知のように、そういう審議会に出席すること、たまたま出席することによって内海さんの学識経験がそこで生かされる、またた、内海委員自身の識見を高める、プラスになる面が非常にあるのです。ですから、マイナスの面だけを御指摘なさるようでありませうけれども、プラスになる面もあるのございませうか。

ら、その点も寛容な態度で一つごかんべん願ひたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 私は、普通の委員会でありますればそういうことは申し上げないのです。最高の権威の機関だ、総理大臣が議長だということで作っておられる。しかも、第十条には、総理大臣の認可がなくては兼務してはいかぬという非常に強い義務を課しておられる。しかも、二人おられる中で、梶井さんは兼務は何もない、内海さんについてだけは重要な業務が三つあるという話なんです。それじゃ第十条の第二項なんて設けなければいい。それでは梶井さんだって兼務された方がいいでしょう。おかしいですね。何とかこれを一つ考えてもらいたいと思ひますね。

○国務大臣(池田正之輔君) これはもちろん、こういう問題はケース・バイ・ケースで、御趣旨はよくわかりませうけれども、一応やつぱりケース・バイ・ケースで、その都度検討すべきものだと思います。ただし、御趣旨としては、今、鶴岡委員の御指摘のような趣旨を十分に体して今後処してきたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 これは私としましては、そういう答弁ではなかなか承服しにくい、納得しにくいのですけれどもね、普通の委員会と違ひますね、おっしゃる通り。それが重要な審議会ですよ、大きな。おそろくどつちが本務からわかれぬのじゃないかと私は見ておりますがね。ですから、十条第二項の趣旨に基づいて善処されるようなお話をなさるおつもりなのか。

○国務大臣(池田正之輔君) たとえばこの中の資源調査会といったようなものは月に一回しかやつておりません。大体これは月に一回くらいのもので、それから、そのもの自体が余人にかへがたいような性格を持つておると同時に、その会議自体が科学技術会議の中に包括されるような、科学技術会議の一端をなすような性格を持つておる会議でございませうから、むしろプラスになつてもいいやまにはそうならぬのじゃないかという意味で一応これを許可しておる、こういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 それでは全然善処したことになるじゃないですか。あなただ十條の二項の趣旨からいっても、三つの業務があつたんじや、これは趣旨に沿わないと思ひます。もう一ぺん一つ御答弁願ひたい。

○国務大臣(池田正之輔君) 第十条の特に二項の場合は、ここで規制しておるものは、要するに全く違つたもので、しかも報酬を受けたら何かするよくなことは、これはいけないというところをここで強く指摘しておるわけなんです。従つて、前に私申し上げましたように、この内海委員が参加しておる会議の一端をなすような性格のものであり、しかも報酬そのものを目的としたような性格のものではない、そういう意味で特にこれは許可もし、その御了解を得たいと、かように申し上げておるのであります。

○鶴岡哲夫君 私の申し上げておるものは、非常に最高の権威として設置されて、少数精鋭だ、常勤はわずか二名しかいない、こういうことになつてゐるわけですね。それで一人は三つ業務

をしておられる、もう一人の方は全然兼務はない、こういう実情ですからね。しかも、これは常勤なんです。専心の義務を負わしているわけですね。それがどういふふうな三つも兼務されるというのにはよろしくないじゃないかというのを申し上げ、それに対して長官は、趣旨を体して善処したいということなんです。この善処の内容がやはり前の通りだ、こういう話では受け取りがたい、こういうことなんです。いかがでございませうか。

○国務大臣(池田正之輔君) しつぱし申し上げましたように、私は、これは報酬を目的とするものじゃないというところが一点。それから、いづれも余人にかへがたい会議である、会議の性格から、資源調査会にいたしましたし、あるいは中央建設審議会にいたしましたし、それから、科学技術会議の一環をなすような性格のものであるというような建前で実はきたのであります。どうしても鶴岡委員がそれで納得できないというところであれば、なお、私の方でもあらためて内容をさらに検討してみ、かようにいたしたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 去年設置しました宇宙開発審議会という大きなものがあるのです。中曾根さんが長官のときに、大へんな鼻息で設置されたのですが、これもぜひ詳しく伺つておきたい気持ちが一ぱいなんですけれども、時間の関係がありますのでこれはやめて、以上で質問を終わりたいと思ひます。

○千葉信君 これ、議事進行の発言ですがね。今の鶴岡委員の質問に対する長官の答弁を聞いています、鶴岡君

だけが了解できないのじゃなくて、われわれもあんない答弁では了解全然できません。結論から言ふと、法律を無視した結果になつてますから、従つて、その兼職を禁止するという法律を

変えるか、長官が報酬をもらつてないから云々といひますけれども、これは報酬は、それぞ審議会、委員会等で日当をもらつています。ですから、報酬の関係も不明確な点がありますし、特にそういう会議に出ることが科学技術会議にとつてプラスになる点があるからという理由で、それを認めてもらいたいというならば、法律の兼職禁止条項を改めることにしなければいかぬと思ひます。そういう意味から、もつと大臣の答弁が明確にならなければ、この法律案審議は先に進みませんから、その問題をどう処理するかということについて、委員長理事打合会に切りかえて御相談願つて、その結果によつて委員会を再開して法律案の審議に入りたい、こう委員長の方に話つてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(池田正之輔君) いや、ちよつと……

○千葉信君 議事進行の発言だぞ。質問じゃないぞ。質問なんかしたつてしよやがないじゃないか。

○国務大臣(池田正之輔君) これは私から一言申し上げたいと思ひます。

○千葉信君 だれに申し上げるのだ。

○国務大臣(池田正之輔君) これは委員会に……どうです、いけませんか。

○千葉信君 いけません。了承できない。

○委員長(吉江勝保君) ちよつと速記とめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ
て。

質疑を続行します。

先刻千葉委員からの動議につきまして、委員長理事打合会をいたしまして、その結果、池田長官より、いま一度所見の表明をしていただきます。

○国務大臣(池田正之輔君) 先ほど

来、鶴岡委員の御意見にことごとくともな次第でございますが、私がこの委員会でも先ほど申し上げましたように、つまりそういう科学技術会議だけじゃなしに、内閣全体としての各省にわたるそういう審議会のような会議の兼職についての当委員会における御意見、御指摘もございまして、先般の閣議の席上でもこれは話題となつて、私も閣僚間においてそれぞれ今検討をしておる最中もございまして、なほ、鶴岡委員の御意見を尊重して、なほ、私の方のこの内海委員が兼職しております三つについても十分に検討いたしまして、これに対して善処いたしたいと、かように考えております。それで御了承願いたいと思ひます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

て。他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。村山君から、委員長の手元に修正案が提出されております。本修正の御意

見は討論中にお述べを願ひます。なお、御意見のおありの方は原案並びに修正案に対する賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○村山道雄君 私は、自由民主党を代表いたします。ただいま議題になつております科学技術会議設置法の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

修正案を申し上げます。

科学技術会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

科学技術会議設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十六年四月一日を「公布の日」に改める。

次に、その理由を申し上げます。

この法律案の附則では、「この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。」とありますが、四月一日はすでに経過してしまつたので、「この法律は、公布の日から施行する。」というように修正する必要があります。ご意見を申し上げます。

以上の修正部分を除く原案に賛成いたします。私の討論を終わります。

○委員長(吉江勝保君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより科学技術会議設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました村山君提出の修正案を問題に供します。村山君

提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よつて村山君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて、修正すべきものと議決せられました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないものと認め、さう決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、迫水経済企画庁長官、中野調整局長、曾田総合開発局長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○鶴岡哲夫君 地域経済問題調査会と国民生活向上対策審議会、それともう一つ参与の増員この三つが出ておるわけでございますが、第一番目の地域経済問題調査会、これにつきまして伺いたいわけがあります。

それは通産省の産業構造調査会との

関係と、それから国土総合開発法、この関係と、もう一つは所得倍増計画、この三つの関係を伺いたいわけがあります。その前にこの委員会は専門委員を置かれるようでございますけれども、内部の構成、さらに審議の大きな方向というふうなものについてまず承りたいと思ひます。

○国務大臣(迫水久常君) 構成のことを開発局長から御説明しまして、あとの分は私から申し上げます。

○政府委員(曾田忠君) ただいまの地域経済問題調査会の構成につきましてお答えしたいと思ひます。

この調査会は、委員十人以内をもつて組織するわけでございますが、それ以外に専門委員といたしまして二十人程度を考へておるわけでございます。が、今のところ、この調査会に二つの部会を設置する。で、専門委員の方もそれぞれこの部会に配属していただくとして、それ以外の専門的なことについて御審議願ひたいと思ひますが、それ以外に、また関係各省庁の職員を幹事に任命いたしました。関係各省との緊密な連絡をはかつて参りたいというふうに考へております。

○国務大臣(迫水久常君) 国土総合開発審議会との関係は……。

○鶴岡哲夫君 そうではなくて、今の二つの部会を置かれるというのです。が、どういふふうな部会を置かれるか、そしてその方向ですね、大体どういふふうな構想を持っておられるのか、その点を伺いたい。

○政府委員(曾田忠君) 調査会の審議といたしましては、まず地域経済の実態の調査、それから分析に始まりまして、地域間所得格差の是正の考へ方

を検討、それから産業と人口の適正配置を実施するための政策手段の検討というふうな順序で審議を進めていただくように考へております。先ほど申し上げました部会といたしましては、一つは調査部会、もう一つは政策部会、この二つの部会の設置を考へております。

○鶴岡哲夫君 次に、通産省に設置いたしました産業構造調査会、これは今度設置したわけですが、この調査会との関係でございますが、どういふふうな関連があるのか、伺いたい。

○国務大臣(迫水久常君) 産業構造調査会につきましては、その提案理由の説明を見ますと、貿易の自由化とともに激化する国際競争の渦中にあって、将来の雇用事情や内外の需要動向に即応した産業構造の改革を進めるため、産業の実態を総合的に把握し、今後の産業構造のあり方の検討が望ましい、産業構造の実現対策を確立すべく、自由化計画の完了する昭和三十

八年度までを一応の目途として設置するものである、こういふふうな説明されておるようでございます。すなわち、産業構造調査会は、通産省所管の鉱工業を中心とした調査審議の機関でございます。もちろんその中では経済の地域的發展に関する問題も取り上げて悪いことではないかと思ひますけれども、私の方の地域経済問題調査会というものと、審議事項や運営について、おのずから角度が全然違ふものとして考へております。もちろん産業構造調査会における調査、検討の結果等に利用のできるものは十分に利用する、こういふ立場で考へております。

○鶴岡哲夫君 確かに通産省に設置された産業構造調査会、これは今企画庁で設置されようとしております。この調査会とは、ある意味では対立する要素を持っているというふうに思っております。今、長官のおっしゃるように、通産省の調査会の方は、鉱工業をどういうふうに進展させるかという点が非常に中心になるだろうと思っております。従いまして、今ありますところの太平洋沿岸の四地帯では、どうも飽和状態になっておる。従って、その間に中核的な工業地帯を設けるというようにすることに発展して行くのではないかと思っております。これは経済の流れとしては、非常な強さを持っておると思っておりますが、その場合に、この企画庁の調査会とは立場が違つて、政策によつて地域差をいいますか、地域の産業構造というもののバランスをとつていこう、こういう考え方に立つのではないかと思ふのです。私は、この問題はあつて企画庁にどの程度力があるのかという点についても伺いたいと思ふのですが、一方は経済の流れを背景にして調査を実施すべきだ、一方の方は、それに対して政策であり、バランスをとろう、こういうことだと思ふのです。地域間の格差を均衡をとりたいことだと思ふのです。従つて、私の伺いたい点は、一方は経済の流れに即したい。一方の方は、いふならば、それに對してある程度チェックをし、均衡をとりたいという政策論ですね。そうしますと、私は、この企画庁の政策論というのは力強いように思ふのです。こうやりたいというだけでは政策にならぬわけだ。何らかの力がなければその政策は実行に移せない。かつて

経済企画庁が経済安定本部といわれた時代とは非常に違つたわけですね。そこら辺のところをどういうふうにかへられておるか、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(迫水久常君) 産業構造調査会というのは、産業構造の問題を中心にして、申さば日本の産業における、ことに鉱工業生産の中における各種産業の比重の問題とか、つまり鉄鋼業と機械工業とのバランスをどういうふうにとつていくとか、そういうようなことを考えるのが中心でありまして、私も、私どもの方の地域経済問題調査会といふのは、工業立地といふところを中心にして考えていくのです。か、産業立地といふところから、一方は太平洋沿岸における四地帯に集中する経済の流れについて考えていって、企画庁はそれに抵抗して地方分散させよう、こういう企画庁は力が弱いじゃないか、通産省の方の一般の流れに負けてしまひはしないか、こういうお話でございませうけれども、調査会そのものの立場といふのは、今申しましたように、産業の構造と、それから産業の立地といふ点とは出発点が全然違つておるのです。問題は、この産業構造調査会と地域経済問題調査会の問題ではないに、今おっしゃいましたように、産業が、立地的に考えて四大工業地帯とか、そういうようなところに集中する傾向、これは産業構造調査会とは関係なしに、そういう一般的な風潮に對しては、地域経済問題調査会において出した結論がどの程度実行し得るかという問題だと私は思ひます。これはもちろん経済企画庁だけがそういうような力を持っているわけではありませんで、地域経済問題調査会を出

てきたところのいろいろな結論というもの、各省が協力してそれを実行することによつてその目的を達するといふことになるのだ、こう私は考えておる次第でございませう。

○鶴岡哲夫君 それじゃ、それはあつたところでもう少し具体的に伺いたいと思ひます。従いまして、この問題はこれだけにしまして、次に、国土総合開発法との関係なんです。これは国土総合開発法が昭和二十五年に制定されて、ちやうどことしで十一年目になる。去年は記念式典もおあげになつておる。国土総合開発十周年記念といふのが行なわれておるのですが、この国土総合開発法は、御存じのように、四つに区分されておつて、全国計画、都道府県計画、地方計画、それから特定地域計画、この四つの計画が立つようになつておるわけですが、十一年たつて、この国土総合開発法といふものは、わずかに四番目の特定地域の開発といふものが済んだだけに終つておる。従つて、全国計画も、都道府県計画も、あるいは地方計画も立たないままにきておるのじゃないか。しかも、この特定地域の計画を根幹にして総合開発を進めようというお考えのようだったのですけれども、特殊立法が一ぱいできまして、御存じのように、東北開発、あるいは九州、四国、去年は北陸、中国といふような立法ができ、さらに国土法を初め、積弊法とか、法律が雨後のタケノコのように簇生してきておるわけですね。これでは国土総合開発がどうも看板倒れになつたのじゃないかといふことを懸念しておるわけですが、十年たつて国土総合開発

法が目的としたしました全国計画、都道府県計画あるいは地方計画、この三つが立たなかつた理由、それを伺いた

○国務大臣(迫水久常君) 全国的国土総合開発計画のできなかった理由といふのは、これはいろいろ解釈もありましようし、あるいは観測もあるでしようが、これは私の個人的な感じを申し上げることをお許し願ひたいと思ひますけれども、今日まで再三企てて、中間報告まで一ぺん出すような段階までなつてできなかったのは、全国総合開発計画といふものをどういう出発点から考えていくかといふ、その出発点のなかなかなはつきりきめられなかつたのじゃないかと思ふのです。と申しますのは、具体的などの川をどうする、どの湖をどうするといふことまでが国土総合開発計画の中に織り込まれるような立場で国土総合開発計画といふものが考えられなければならぬといふところが、それはもう各種の利害関係その他で、なかなかできなかったのじゃないかといふこと、そういうようなことが一つの原因であつたのではないかと、これは私は想像をしてゐるのです。そこで、まことに申しわけない次第でありますので、どうしたつて全国総合開発計画を至急に作らなければならぬ。ことに所得増進計画といふものが一方に立案されますといふと、地域間並びに産業間の所得格差の是正という問題が非常に大きな問題となりましたので、これをどうしてももう少し精密に、具体的なものにしていかなければならぬといふ要請もございまして、現在私の方で六月末完成を目途として鋭意努力しておりますのは、地

域的な所得格差の是正といふことを出発の中心点としたしまして、その観点からどういうふうな産業が配置せられるべきであるかといふことをまず計画を立てまして、その配置されるべき計画の、さらにそれを具体的な、どの山なりどの川なりどの鉱山なりといふことは、その下部の実施計画として考える、中心になるものをまず作つてみようといふので今努力をしてゐるような次第でございまして、六月末までにはぜひ計画化しようとして努力をいたしております。

○鶴岡哲夫君 この国土総合開発法といふのが、十年たちまして今日の実情のようになつてゐることに對しては、これはほんとと根本的に経済企画庁としてお考えになる必要があるのじゃないかといふふうに私は思つておりました。それらの点については、あとでもう少し伺つてみたいと思ひますが、たゞ、非常にたくさん法律が政府の意圖とは違つておられますけれども、関連をして国土法なり、あるいは積弊法なり、あるいは離島振興法なり、たくさん法律ができてゐる。さらに東北開発、四国、中国と出てゐますが、これらのをどういうふうに進めようといふものを、今後なされるべきものか、全国計画を立てられ、あるいは地方計画を立てられる中において、この法律をそのまま今後ともさらに有効に使つていくといふふうにかへておられるのか、あるいはこれらの諸法律について、国土総合開発という立場から整理をしようといふふうにかへておられるのか、この点を伺ひたい。

○国務大臣(迫水久常君) 現在ありますものものの地域的な開発促進法とい

五

うのは二つ要点がありまして、一つは、その地域における開発計画をきめるといふこと、もう一つは、ことに魅力的な立場というものは、通常よりも高い補助率を規定するところにあるところにあると考へます。通常よりも高い補助率をきめるといふこと、この方の魅力は、今度の国会で御審議を願つておられます法律がありまして、全般的に低開発地域の補助率のアップをする法律が出ておられますので、実際的にはこれに全部吸収されてしまふわけでございます。あと残りますのは、たとへば九州開発促進法によりましてきめられた九州開発の具体的な計画といふものは、当然これは今回の全国国土総合開発計画を策定いたします一つの重要な資料にはなると考へておりますが、これをこのままとしてしまふかどうかといふことは、これは別な問題と思ひます。今われわれ考へておりますのは、ただいま御審議を願つております地域経済問題調査会というものが御承認を得ましたらば、これらの特定地域の開発計画あるいは地方特別法によりする九州、東北その他の開発計画といふものをどういふふうに結末をつけていくかといふことも、この地域経済問題調査会に御相談をしてきめたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 国土総合開発の地方計画、これは進んでいないわけですが、しかし、一方におきましては、先ほど申し上げましたように、たくさんの方計画が出ておる、議員立法という形が中心になりまして、さらにこの特定地域計画、これにはずれたところが、また先ほど申し上げましたたくさんの方法律が出ておる。これはこのまま進

きまるといふと、地方計画を立てるという事になりますと、二重の関係になつて参ります。今あつて、さらにこの地方計画を立てる、法律の趣旨に沿つて地方計画を立てるとなれば二重になるというふうに思ひますが、従つて、もう一点伺ひますけれども、今ある法律、国土法にしまして、積案法あるいは九州総合開発法にしまして、こういう法律を国土総合開発の立場から整理されようとしておられるのか、それとも、今の法律を進展させようとしておられるのか、その点もう一

○國務大臣(迫水久常君) 非常にこれは実はお答えしにくい。というのは、何といふんですか、発展せしめる方向と考へるか、消滅せしめる方向と考へるかといふことは、いろいろのケースがあつて、簡単に全般的には言えないのじゃないかと私は思つて、ことにそれぞれ地域について、率直にいまして非常な利害関係がございまして、これを簡単に扱うことはなかなか困難だと思ひます。しかし、国土総合開発法の中にあるいわゆる地方計画といふのは、おそらく今後出てくる見込みがあまりないのじゃないかと私は思つておるのです。これは数都道府県が連合してする計画でありまして、そういうふうなものをはたして出てくるか出てこないか、それから府県別の計画といふものも、これもなかなか出てくる可能性は實際問題としてあまりないのじゃないかと思つておるのですけれども、こういうような問題を一連の問題として、地域経済問題調査会に御相談をして方向をきめたいと思つております。今発展せしめる方向が消滅せ

しめる方向かといふことに對しては、はなはだ月並みな答弁で恐縮ですが、これからさらに検討いたしますという答弁以外、ちよつと今私ではきません。○鶴岡哲夫君 どうも私はそれで非常な企画庁として考へが過ぎるという気がいたします。というのは、国土総合開発法といふものがあつて、法の趣旨は明らかになつてゐる。それが十年たつて進まないうちに、進まないといふより、全くないうちに次々と出てきたわけですね。ですから、それに対してどうするか、これから調査会でお願ひしてみようというお話では、少しばかり私は企画庁として定見がないように思ひます。そういうことではないといふ企画庁といふのはかなえの軽重を問われるといふことになつてのじゃないですか。法の趣旨は明らかなんですから、どう進むかといふ考へがないといふことは、こつちにまかしてしまつたといふのじゃ、自分の一番大きな法律をたな上げしたやうなことになりますがね。

○國務大臣(迫水久常君) もっと早く国土総合開発計画といふものができていければ事態はよほど違つた状態になつてきたと思つておられるけれども、いろいろな事情、了解し得ない点も私はさうぶんありますけれども、率直にいって、事実上の問題としては十年間できなかったわけですね。できなかつた間に、議員立法その他いろいろな法律ができてしまつた。これは一つの事実として、現在の立場においては、率直にいへば、総合開発法といふ法律を持つてゐる企画庁としては、かなえの軽重を問われちやつたあとだと思ひますけれども、これはしようがあります

せんから、全国開発計画といふものを立てて、地域経済問題調査会といふものを御願ひして、こゝでも一つ現在までの事実の状態を出発点として、こゝでどうするかといふことを考へ直さなければならぬ状態にきてしまつて、その状態について今こゝでもつて方向を明確に言ひたい材料がやや不足でありまして、これはとにかく非常な各地域の利害関係がありますので、簡単にそれは消滅せしめる方向——全国的なものが一本できたから、それらに全部統合するといつても、なかなか私は大へんだらうと思ひますから、そこをうまく整理をしていくには経済問題調査会に御相談をして、知恵を出し合つて整理をしたい。それから、これをまじめに考へて、かなえの軽重を問われた企画庁の權威を一つ取り戻したいと、こゝろ思つております。

○鶴岡哲夫君 私は、今長官のおつしやつたかなえの軽重をすでに問われているといふが、どういふわけであらうかといふことが、そこを考へる必要があるのじゃないかと、こゝろ思つておりますけれども、それは今度新しくできます地域経済問題調査会でですね、これもまたかなえの軽重を問われるといふことになると思ひます。私が冒頭に申し上げましたように、どうも自然の経済の論理といふんです、なかなか強い、それに対して、もつと総合的にいふんです、政策的に処理をしたいと思います。経済企画庁としては、力が弱い、そこでこのやうな形になつてかなえの軽重を問われると思ひますが、一体それじゃ新しくできます地域経済問題調査会も、またそういうことになりはしないかといふ場合に、一

体企画庁としてはどういふところに力を求められるのか。経済の論理が流れてゐる、それを何かチェックして均衡をとる、あるいは総合的にやりたい、それは人間の知恵としてなかなかつぱだと思ひますが、知恵だけではこれはなかなか政策にならない、やはり力が裏づかなければと思ひます。そこら辺のところをちよつと伺つておきたい。

○國務大臣(迫水久常君) 鶴岡さんは、私に何か統制的な法律を出した方がよからうといふことをサゼストされたやうな感じでは私は今の御質問を承りましたけれども、経済自由主義の社会では、やはりこゝろ何かさういふ方向に動くやうなムードを作つていくのが一番いい。法律でもつて統制をするといふのは、やはり私自分で経験してみても、どうもまずいと思つておりますから、できるだけそのムードを作つてさういふやうにしたい。それには各省協力しなければいけない。率直に申しまして、私はこれから勉強しなければいけませんといふことをつくづく感じておりますけれども、そこで、統制的なおののすることはしたくないと思つております。

○鶴岡哲夫君 それでは次に伺ひたいと思ひます。また立ち返りましてこの問題をお伺ひしたいと思ひます。それは所得倍増計画と今度の調査会との関係ですが、先ほどの国土総合開発と地域経済問題調査会との関連はわかりました。そこで、続いて今の所得倍増計画と地域経済、この関係について伺ひたいと思ひます。私はこゝろいふやうに思つておるんですけれども、私見を

申し上げますので、そうかどうか伺いたい。

この所得倍増計画というのは、非常に厚い壁にぶち当たっているように思いますが、一つはやはり農村との関係、農業との関係ですね。それから産業間における格差の問題とかいう問題にこの所得倍増計画というものがぶち当たっているんじゃないか、それを解決しないことには、どうもこれは片手はな所得倍増計画になるし、社会的影響というものは一そう激化するということになる。そこで、この二重構造の是正といいますが、そういうものに近づく方法として農業問題、農業基本法というのができたと思う。しかし、この農業基本問題というのは、どうも農村に体当たりはしたけれども、はね返されちゃったというふうに見えています。それからもう一つ中小企業との関係ですね。産業間の二重構造といえは中小企業との関係ですが、これもどうもお手あけのようにならなっている。従って、この所得倍増計画の二重構造にぶち当たっている壁を突破する方法として、ここに出現している地域経済問題調査会という構想が出てきたのじゃないだろうかというふうに見えているわけですが、そういう地域経済を発展させるという中で、農業の問題を一つ解決する大きな力にしよう、あるいはどうにもこうにもならなくなっている産業の二重構造、産業といいますが、工業関係の二重構造といふものを何か突破しようという方法として出てきているのじゃないかという気がするのですが、そうであるとするならば、はなはだけつこうな話でもありますし、また、問題も大きいというふうに思っていますが、そこ

ら辺はいかがでございましょう。

○国務大臣(迫水久常君) 非常に御理解のあるお話なんです、非常に率直に私も御答弁いたしますが、ほんとを言いますと、この地域経済問題調査会というのは、所得倍増計画のできる前になければならなかった調査会だと私は思います。所得倍増計画というのは、要するに所得が倍増せられる過程並びに結果の一つの見通しを道しるべとして立つたものなんですけれども、でき上がってしましてから、それをもう少し掘り下げて研究して、もう少し具体的に方向を出さなければいけないと考えられます。それが幾つかあります。たとえば人的能力の問題であるとか、あるいはたまたま御指摘になりました産業間の所得の格差といいますが、簡単にいえば中小企業の問題、エネルギーの問題、それから海運の問題、それから地域的な所得格差の是正の問題、農業の問題というふうな問題については、ずいぶんたくさんあるような気がしますが、そういうふうな問題については、さらに所得倍増計画を一そう掘り下げて一つの方向をきめていかなければならぬ部分がたくさんあると思っております。農業基本法も、ただいまおっしゃいましたように、そういう意味で一つの意義があるわけですが、この地域経済問題調査会というのは、その観点で、主として地域的な所得格差の是正、産業立地の問題、そういうような点に重点を置いて、さらに一そう掘り下げていくものにこれを使っているというふうな感じがする。ほんとならうかい、こう思うのです。そして結果が出てから所得倍増計画を立つべきだ、たんですけれども、ちょっとそのとこ

ろの手順が逆になっているような感じはぬぐえないと思えます。

○鶴岡哲夫君 農業基本問題調査会の答申によりまして農業基本法が出たんですが、農業基本法というのは、私はどうも農業の関係の農業政策というものは、農業と工業との格差というものは是正できないというふうな立場に立つてある基本法というものはできておるようには思いますが、しかし、それはちょっと関係がありませんから、特にここで論議しようとは思わないのですが、ただ、地域経済開発というのは、工業の立地とかいうもの、地域経済開発というものが行なわれるとすれば、その方向から農業の問題を解決するというふうには私は見ておりますが、しかし、それはここでは論議いたさないで、所得倍増計画によりまして、十年後の鉱工業の生産というものが、昭和三十年を一〇〇として、五〇〇を越すということになっております。その場合に、通産省が発表したのを見ますと、地域経済を開発する立場とは全く逆な方向にいつておるようには思いますが、これも、通産省の発表によりまして、全国を一〇〇として、鉱工業の地域構成といふのは関東は四四を占める。これは京浜中心でしょう。それから近畿が約二〇％になる。要するに関東、中部、近畿、この三工業地域で大体七七％くらいを占める、それから従業員の増加人員が、これも九〇％三地域に集中する、それから工業用地ですね、これも三地域に入〇％を集中する、こういう見通しなんです。これは企画庁でお考えになっておられます。地域経済開発とははなはだしく逆行しておることになるわけですね。しか

し、このままでは大へんなことになりましますから、何とかしなければならぬというお話なんです。そういう立場に立つてこの地域経済問題調査会というものができておるのだらうと思えますけれども、一体何とかしなければならぬという設置される気持ですね、どういうところにあるのですかね。やっぱり統制的なものがあるのではないかと、経済の論理としては非常に強い、強い、経済の論理としては非常に強い、それにまかしてはいけません、長い将来の見通しということもいえます。何らかの地域開発の問題を出さなければならぬ、こういうことになるのではないでしようか。

○国務大臣(迫水久常君) これはもう実際とどうして産業が、今お述べになりましたように、東京とか阪神とかいう所に流れておることは事実ですけれども、実際問題としては水の問題であるとか、労働者の問題、あるいは労働者住宅の問題、交通の問題、いろいろな問題でもって行き詰まっています。一つあることも事実ですけれども、私は率直にいうと、こういうことではいかぬので、何とか方法を考えて地域的な分散体制をとらなければいけないというムードは、私はできつつあるのではないかと、それはそのムードが乗るといふと、それがさらに促進し、同時に、京阪地方でなしに、こういう所に行ったらよからうという一つの場所を示唆して一そうムードを助成していく。どうも統制といふのは、言葉の問題ですけれども、法律でもって、たとえば東

京都内に新しい工場なんかを設けてはいかぬという、そのくらいな法律はいかぬけれども、工場立地の場合には、一々許可を受けるというふうなところまではいってはいけません。これはもつとも通産省の方で、どうしてもそれでなければしょうがないといえは、それでまた考えるのであります。私は、私はだんだんムードができてくる、こゝに地域経済問題調査会の問題なんかでこういふ方向というものを作り上げていけば、そつちに誘導していき得る可能性というものは十分あるように私は今考えております。

○鶴岡哲夫君 どうも私をいうムード論では処理できないのじゃないかと、一方は経済の流れだ、経済の論理で流れて動いていく。すなわち、投資効率というやつで強く動いていく。それじゃ十年後、二十年後には種々問題が派生する、人口的にいっても、あるいは地域格差の問題にしましても、大へんな問題が出てくるというので、そこで何らかの分散、あるいは地域を開発していかうという方向に動かそうとなさるのですけれども、一体その力はどこにあるのかといえは、ムードだというお話では処理できないのではないかと、こゝに思っているわけなんですけれども、これは一つ時間がかかりそうでございますので、こゝら辺で打ち切りまして、次にします。

○委員長(吉江勝保君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) それじゃ速記をつけて。

本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後二時二十九分開会

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側出席の方は、小坂外務大臣、湯川官房長でございます。

御質疑のおありの方は御発言願います。

○村山道雄君 この法案によりますと、欧亜局に中近東アフリカ部を設置する御構想のようでありまして、この中近東アフリカ部においてどういふ事務を所掌されますか。また、その中の課の分け方等の組織はどういうふうになりますか。また、どの程度の人員をこれに充てようとしておられますか。以上三点についてお伺いしたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) ただいま村山委員からの御質問の点にお答え申し上げますが、提案理由の説明におきましても申し上げましたように、最近この中近東アフリカ関係が、非常に多数の国が独立したとして、ことにアフリカにおきまして、昨年だけでも十七カ国が新たに独立したというふうな関係もございます。中近東アフリカ地域の独立国は三十六カ国の多きに達し

ております。従いまして、従来欧亜局で所管しておりましたものの、直接これらの国との関係というものはなかったところへ新しい国ができたわけでございます。御承知の通り、これらに国に対して十分な接触をわが国としても保ちたいというところからこのことを考えました次第でございます。御承知のように、従来アフリカの国は、旧欧州諸国の植民地国であった関係もございまして、わが国としてこれらの国と接触いたしまする場合に、やはり独立の権限を持った、少なくとも部長級がこれらの国と接触するということとは、先方の感情から見ても、非常に有益ではなからうかと考えておる次第でございます。

この内部の組織でございますが、これは中近東課とアフリカ課と二つに分けて、課長が一人ずつ、それが部長のもとにできるわけでございます。その中近東課におきましては、アラブ諸国の担当と、アラブ外諸国の担当というふうに分かれるわけでございます。アラブ諸国は、御承知のように、アラブ連合、イラク、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、サウディ、アラビア、スーダン、イエメン、チュニジア、それにペルシア湾沿岸の土侯国、たとえばクウェイトとかバーレーンとかカタール、マスカット・オマン、トルーシャル・オマン諸国というふうなものがございますが、その他これ以外にアラビア半島の諸地域のものもございまして、非アラブ諸国におきましては、アフガニスタン、イラン、イスラエル、トルコというふうな国があるわけでございます。なお、アフリカの関係につきま

は、課長のもとに、西部アフリカ諸国担当、東部アフリカ諸国担当、中南部アフリカ諸国担当というふうに、課の中の事務を分けたと考えております。御承知のように、西部アフリカ諸国と申しますと、リベリア、ガーナ、ギニア、カメルーン、トーゴ、ダホメ、ニジェール、アパー・ヴォルタ、アイヴォリー・コースト、チャード、中央アフリカ、コンゴ、これはブラザヴィルのコンゴ、ガボン、セネガル、マリ、ナイジェリア、モリタニア。それから東部アフリカ諸国は、エチオピア、ソマリア、マダガスカル。中南部アフリカ諸国は、レオポルドヴィルに首都を置きますコンゴ、それから南アフリカ連邦でございます。

その他、これは直接国になっておりませんので、国の関係はございません。わけですが、西部アフリカ諸国に、ガボン、ポルトガル領ギニア、シエラ・レオネ、このシエラ・レオネは今度独立したわけでございます。スペイン領ギニア、スペイン領サハラ。東部アフリカ諸国に、フランス領のソマリーランド、ケニア、モザンビーク、タンガニカ、ウガンダ、ザンジバル。中南部アフリカ諸国の中に、アンゴラ、バスターランド、スワジランド、ベチアナランド、ローデシア・ニアサランド連邦、ルアンダ・ウルンデ、南西アフリカというふうな地区がございますわけでございます。そこで、人員でございますが、中近東アフリカ部は十九名の人員を予定いたしております。そのうちの十二名は現在の欧亜局から振りかえる予定でございます。純増は七名、かように考えております。

○村山道雄君 十九名の定員でありまして、局としては小さい局になると考えるのであります。局の中にまた部が置かれるというところになります。上部の組織が部長と局長というところになるわけでございますが、これを局にされないで、欧亜局の中の部とされたのはどういふお考えに基づきますか、その点をお伺いいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) これは本来から申しますと、局にしていただくことが一番よろしいかとわれわれ考えておりましたのですが、予算の折衝の過程を通じて、どうも局にするよりも、とりあえず部でやっていくという御意見が支配的になりました。われわれもさういふ了承を得なかつたわけでございます。

○村山道雄君 この中近東アフリカ部を設置されることに伴いまして、予算はどの程度に増加をいたしますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 本年は三百九十五万円でございます。そのうち人件費が三百六十八万円、事務費が二十七万円、かようなことになっております。

○村山道雄君 関連してお尋ねしたいのであります。アフリカに独立国がたくさんできてその数十七に及んでいるという御説明があったのでございますが、その中で大使館、公使館等をお置きになりましたその数はどういうふうになっておりますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 現在大使館十、総領事館二ということになっております。

○村山道雄君 終わります。今度中近東アフリカ部を設置されて、いわゆる日本の外交陣

を――外務省の中のことだと思いが、いわゆる強化されるという方針だと思われたいと思いますが、今までは欧亜局の中でやっておった。しかし、今度はこういふふうな強化するということは、ただまあさういふふうな独立国が多くなったから強化するというだけの数字的な問題じゃないというふうな外務省として、外交としてのこの中近東アフリカに対するいろいろな方針というものがあつてやってくる。しかし、それがどこかやばりやばりというところでも足りないという面において強化していく、こういふふうになってきているのじゃないかと思ふんですけれども、まあさういふ外交を實際展開していく上において、どういふ点を一つ強化していくために部というものを強化するんだというふうな、内容の面を一つ外務大臣にお伺いしたいと思ふます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 小幡委員の仰せられました通りでございます。従来、アフリカ関係というものは、まあ日本の外務省といたしまして、やはり米、仏等を通じてこの問題を考へておつたという傾向はございます。しかし、現在はもうともそういうことではいかないときでありますし、もうろん国それぞれが独立しているわけでありまして、そこでわれわれとして考へますと、新たに独立した国と持っているのは、非常に洋々たる希望を、その希望を一方では持ちながら、しかもその希望を実現するのいろいろな障害があるわけでございますが、それ

はまた非常に大きいと考えなければならぬ。で、私どもは、ほんとうにこの新しく独立した国の気持になって、その国の国民の繁栄を望む気持の中に溶け込んでアフリカ諸国との友好を考へていかなければならない、こういう気持であるわけでございます。その意味から申しますと、そのアフリカに對するところの外交陣を強化して參る、そして從來まあ率直に申しまして、とかくアフリカというような地区、あるいは東南アジアも若干そういう傾向でございまして、けれども、どちらかといへば外務省で、非常に言葉が誤解を生ずる場合もありますので、適當でないかも知れませんが、まあブリリアントなキャリアを持った連中はこういう所へ行かないのであります。これではいけないのであります。できるだけ新進有為の士をこうした地区に出しまして、そしてほんとうの日本の考えというものを理解してもらい、先方の考え方をわが国に伝えて、そしてこの新興国の繁栄に、われわれもまたわれわれの立場で寄与するということとを大いに考へていきたい、こんな氣持でございます。

○小幡治和君 私もうそういう氣持が非常にするので、要するに、日本の立場というものは、アジア諸国及びアフリカ、いわゆるA諸国といいますが、A諸国と日本との關係といふものは非常に大事だといふふうに思つております。ことにわれわれが國際的ないろいろな集まりに参りましたも、A地区の人たちといふものは、日本人に對して非常な信頼と、また親しみを持たせてきておることをわれわれのような国の人々とも非常に感じられるわけ

ありまして、まあそういう意味において、A地区における日本の外交というものを、もっと強気に展開していただきたいといふことを念願していきたく思ふのですが、まあそういう面について、政治的な面、あるいは経済的な面、いろいろ具体策といふものもありだろと思ひますけれども、まあその中でわれわれ特に痛感されますのは、現在中共の國連加盟の問題を議題に供するといふふうな点について、アフリカの獨立國の人たちが、いろいろ表決についての今日までの推移といふものを見てみますと、まあアメリカの方針といふふうなものにも即応されてないようなアフリカの諸國の氣持といふものも反映してきておる。そういうその間にあつて、日本もやはりなかなかむずかしい立場において外交といふものを展開しなかつたやうなところがある面も考えられるわけでありまして、そういう面について、外務大臣としてはどういう方針でこのアフリカ諸國に對していこうとしておるのか、その点一つ伺ひたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 小幡委員の御承知のように、アフリカの國の中で比較的早く獨立いたしました、たとえばガーナとかギニアとかいふやうな國と、それと昨年暮れに獨立しましたところの旧仏領のいわゆるコミモテ・フランセーズといつております各國、この間にはまだいろいろの氣持の上でのものの見方、その他いろいろの差異があるように私も感じておるのでございまして、一番私も政府といたしましてこの新興諸國に接します場合は國連でございまして、政府あるいはその國の代表との折衝が國連において行な

われる機会を極度にわれわれ善用したいといふ考へておまして、まあ私のことを申し上げては何でございまして、國連へ参りましたときにも、非常にこれらの諸國といふいろいろ話をいたして参つたのでございまして。その後いろいろな決議案等が出、あるいは討論が行なわれる、そういう際に、私も國連代表部も、できるだけこの新興獨立の諸國の代表に接して、その意見等も聞いてあげるやうにしようといふことをいたしておりますのでございまして、過

般の殖民地宣言に關する決議案等については、非常にアフリカの諸國から、日本の持つておりますいふゆる法律技術といひますが、そういうものに信頼を得たやうに聞いておりますのでございまして。また、われわれとしまして、できるだけこれらの國において支配的な行動をしておられる政治家その他有力者を日本に招聘することを考へておりました。こちらへ参りました人は、もう異口同音に非常に喜びまして、やはり私は兄弟のやうな氣持で歓迎語りをしたいなどといふ言ひで、大いにそのを耳にしておりますので、大いにその方面で、できるだけ指導的な立場の人に日本を参すもつて理解してもらつて、こちらに参つたといふ考へてお

みずから積極的に乗り出すということ、そういう面、今度池田総理がアメリカに行かれたときに具体的な話し合ひの線に入るといふふうなことを書いてあつたやうに記憶いたしますけれども、そういう面について、いわゆるA諸國に對する經濟援助を日本が一体どちらの線でこれからやつていこうとするのか、その構想について一つお話し願ひたい、それを御質問申し上げます。

○國務大臣(小坂善太郎君) いわゆるA諸國の中でインドとパキスタン、これについては、御存じの通り、債権者會議といふものが確立されておまして、一種の相談をしながら工業國で金を出していこうといふことにいたしました。インドは御承知のように、ルールケラーの鉄道を開發するといふことで、われわれも經濟協力をすることにやつておられますのでございまして、その他大きな点で賠償がございすわけでございまして。賠償はもとより經濟協力ではございせんが、賠償がございすけれども、しかし、これがうまく回轉することによりまして、やはり先方も經濟も潤うわけでございます。御承知のように、今年からの新しい問題として、やはりいゝゆる南北の問題といふのであります。全般的にAを象徴的に考へるわけでございますが、新しく獨立した國に對して工業國から援助していくといふことが大きな問題として取り上げられております。東西兩陣營それぞれで南北問題の解決といふことで金を出してゐるわけでございますが、これが一國對一國の關係で行な

われてゐる面の方が、今申し上げたやうな全体の債権者會議といふやうな形

で行なわれますよりも大きいわけでございます。そこで、日本としても昨年開發援助でグループ、DAGに加入いたしました。この一翼をになうということになっておりますが、本来はDAGといふのは、いわゆる情報交換機關であつて、それぞれの國がそれぞれにバイラテラルに經濟協力をする、その情報等を交換し合うといふことで始まつたのでございまして、先月にロンドンで行なわれた第四回の會議では、

アメリカが提案をいたしました。加盟の全体の所得、國民總生産の一分を目標に金を出して、それでみなで一つ考へてみようといふやうな提案がございしたのであります。しかし、この提案は、どうもさういふわけでも、國民所得だけで云々されても、必ずしも一人当たりの國民所得という点から見ると、妥當でない面も出てくる。ことにわが國なども、これは國民總生産を總人口で割つてみれば相當低いことになつてゐる。かたがた賠償の負担もあるといふやうなことで、この一分を目標にするといふことは、議題として採択せられずに終つた次第でございまして。しかし、今DAGで非常に經濟協力を考へていこうといふ動きがございまして、これの上部機構であるOECE、これがOECDに来年あたり変わつてくる。日本ではOECE、これは欧州の經濟協力機構でございまして、今度はさうじゃなくて、全体の經濟機構といふものになりますわけでありまして、日本はもとよりその加盟國である資格があるわけではな

いかにいふことで、この加盟を要請し、やはり全体の日本の、世界經濟の中の日本といふことで、大いにこの

第一節 内閣委員會會議第二十号 昭和三十六年四月二十日 【參議院】

経済協力の面で推進したいと考えておられます。しかし、率直に申し上げて、経済協力を進めようというに、幾ばくものやっつけかたがあることになると、また一つ計画性が日本にはないといわれても仕方がないような状況でございますので、関係いたします大蔵省、通産省、経済企画庁、こういふふうなものと十分に連絡をとりまして、経済協力は必要であるが、どのくらいのもので一体日本でも可能であるか、どういふふうにしたら最も効果的であるかというのをさらに進んで検討して参りたい、かように考えます。

○小幡治和君 今検討中であるということ、私は具体策も聞きしたいと思つたのですが、検討中ということなら、またあらため聞きませんが、資金の面もありまうけれども、日本としては相当技術者といふものをやはりA諸国の技術開発という面に協力せしめて、そういう面からまた物の面が裏づけになつていくといふふうなことも考へていかなうかといふことを考へないかといふふうなことを考へるわけですから、まあアメリカあたりで平和部隊といふふうなものも今度の構想で非常に大きく取り上げられていて、やうであります。日本もそういう意味における技術の平和部隊といふものを、特にこういう新しい独立国といふか、これから開発されていくといふ国に思い切つて一つ出す、出さなくちゃいかぬのじゃないかといふふうな気がいたしております。いろいろ各省との関係もあると思ひますけれども、外務大臣としてはこういう面について

どういふふうな考へておられるか、また、どういふ措置をとられつつあるか、一つそれをお伺いいたします。

○国務大臣(小坂善太郎君) まさに小幡委員の仰せられるように、日本の最も協力し得る面は技術面であらうと私も考へております。そこで、この日本の技術をいろいろ海外で有用にやつていってもらう。それには現在コロムビア・プランなどでも見られるところでありまうが、何といつても金の面で割合にしみたれてゐるのであります。たとへば日本の技術者が行くといふ場合に、まず第一に、出張旅費が官庁で出張するよりも少ないとか、あるいは向こうへ行くとき、現地の住宅とか、そういうふうなものは先方で負担してもらふといふふうなことに日本の場合なつてゐるわけですから、それで欧米等の諸国の場合は、家はもちろんならうでなうといふことに、こつちで負担し、しかも自動車までつけて、なお、先方から、日本人が非常に刻苦勉勵いたしまして、地下たびばきで走り回つても、それよりたまたま自動車でやるといふやうの方が偉いように見えちゃいます。そういうふうな不便もあるやうでございまして、いろいろ私どもの方では、構想はございましてけれども、金と、金の問題になりがちでございまして、現在輸銀の資金も足りなくなつてゐるやうな状況でございまして、これは一つ、私先ほど申し上げました意味は、大いに政府全体として、全体の計画にふさわしいことであれば金はいふことが大事じゃないか、かやうなことで考へております。

○委員(吉江勝保君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ。

○横川正市君 関連して。私は、このことは非常に重要な問題として何回か報道をされてゐる問題ですから、大臣に聞いて下されう、簡明に一つ答えていただきたいと思います。それは、在外公館の所掌事務は、その大小は問はず、大体外務省の出先機関として万端事務機構で処せられておるといふふうに思ふわけですか。そういう出先機関の人的構成といふものは、あるいはその配置といふものは、さういふ点でなお十分だといふ点で非常に問があるんではないかといふふうに思はれるわけですか。ことにその一つは、たとへば一般業者が貿易をするために外務省の窓口を通じて折衝をしておられます。そこになかなか問題が解決をしない。そこで業者は非常に大英断で、直接現地に折衝を折衝をする、そうすると大体まあ話といふものは案外簡単に済むといふやうなことが、一般民間には伝へられておられます。それからもう一つは、出先の窓口が、その国の事情についての程度把握をしておるかといふことを、たまたま必要あつて出向いた人たちが在外公館の窓口を通じて調査をいたしまして、これについては非常に抽象的なものはわかつて具体的な資料を整へて提供するということにはまだいっておられないといふことは、アフリカあたりへ宛り込みに行つてゐる商社の人たちの苦勞といふものは、非常な苦勞をいたしておるやうであります。

○委員(吉江勝保君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ。

ことにひとひのは、通信費なんかの節約をするために、ある人は日本の船が入つてくるのを待つて国内へ通信を通じ、通信する、向こうの通信機関を通じて通信をするよりか何分の一かで通信ができるので、そのことが宛り込みのコストの問題にも関連をして、英国やインドやドイツやイタリアとの出先での争ひに何とか滑り込んでいけるというやうなことがいわれておられます。その点については外務省あたりでもほとんど協力をしておられないといふやうにいわれておることも聞くわけなんです。これはあなたの方でいう、いわゆる出先の外務省としての在外公館の任務は、所掌事務の二十三条と二十四条で簡単に明記されておられますけれども、私は思ふにこの点は完備すべきものでないかと思ふのであります。えに、まず第一点は十分だと思ふやうになつておるか、それとも、さういふやうなことはないかと思ふやうになつておるか、あるいは今後これらに對して何らかの対処をしておるか、これに對して、なおかつ予算とか定員の問題で努力されておるか、その点を一つ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) まあわれわれ外務省全体の陣容を強化すべきいろいろ努力をしてゐるつもりでございまして、まだ場所によりましては十分でないところがあることは率直に認めざるを得ないのであります。これは主として予算その他の関係でございまして、ただまあわれわれ外務省といふと申しますか、日本の経済上の障害になるやうな点は、できるだけ外交ルートを活用してこれを除いていくといふ

ことに十分努めなければならぬし、また、そのやうに努力しておるつもりでございますが、何分にも商売の一つ一つの実態に入ることは役所として避けなければならぬことではございまして、その意味の御期待には沿ひかねるかと思ふのでございまして。しかし、全般的に状況を把握いたしました、それぞれ日本から出て行かれる方々が、できるだけ有効にその活動がされるやうなことは、私どももいたしましては大いに努めなければならぬと思ひてゐる次第でございまして。

○横川正市君 これは、私は具体的な問題でお聞きしてゐるわけですから、もう少し内容をほつきりしていただきたいと思います。それは、たとへば通信なんかの問題は、日本船が入つたときは、銃子とか、あるいは落石とか、国内の所へ直接その船から通信をして、そのことによつて外国の窓口を通ず場合と、全然違つた料金でやつてゐるという事実があるわけですか。これは最近国際電報が海底線を開設して云々といふ話がありましたときにも、さういふ事実が明らかにあるといふことが指摘されてゐる。さういふ場合でも、商社の人たちの苦勞に比較して、あつせん人の度合いといふものは、在外公館の人たちはあまりややつてくれないといふのが一般の声のように私も聞いてゐるわけなんです。これは、通信をするといふことは非常に大切な問題なんですけれども、その点について便宜をはかれておられない、こやういふことを聞くわけですか。

それからもう一つは、なるほど業者間の話し合いの中に外務省が入つてどういふことか、これは行なり

べきことじゃないでございまして、外務省を通じて相手側に対するいろいろな仕事をされて、当然外務省はその仕事を受けたときに、その解決が出来る。おくれってくる結果、その業者が直接取引に向いていく、そうすると問題が早く解決する。これは私、外務省の役人の持つております能力の問題かどうかという点ですね、そこまで経済外交というものに重点を置かれて人的配置が行なわれているかどうかという問題も関連するのではなにかと思ふのですが、この点も先ほどの答弁では不十分だと思ふ。

もう一つは、それぞれの国内事情というものを十分知っておくことが外交上では大切なことだと私は思うのですが、実際にいってどの程度の調査が整っているかというのを聞いてみました。あまり納得の出来るものを持っておりません。こういうことになる、在外公館は一体何をしているかというところも受けることになるわけでありまして、そういう点についてどう現状を把握されて、解決に何らかの手を打とうとされているならば、その内容をお聞きしたい、こういうことなんです。

○国務大臣(小坂善太郎君) 外務省のやり方といたしまして、商社等が商売をします場合に、その商売がやりやすいようにその道をペーブする、こういう立場でできるだけ努めるべきものと考えております。しかし、個々の商売を商社にわたって外務省が片をつけるというの、これは邪道だと考えておりますので、そこまではいたさぬ方がいいと思つておりますが、ただ全般的に、ことにアジアの中にはだいたい

いろいろなところはなくなりましたが、アフリカ等には、何といつてもまだ公館設置間もない所も多うございまして、それから大使あるいは総領事のほかに書記官が一名というより、非常に陣容のまだ整っていないところもあるわけでございます。これはやはり陣容の充実と並行してそういう御注文に應ずることは考えるべきではないか、それでは不可能ではないかというふうにも思ふ面がございまして、要するに、私どもとしては、経済の外交の面に占める比重というものは非常に大きいわけです。それから、日本の経済が十分伸びますように、できるだけ外交的な面から十分これをバックアップするよう努力をいたしたい。しかし、いろいろな商売のそれぞれに立ち入ることは、これは災いのもとになると思ひますから、そういう点は避けた、かように考えております。

○横川正市君 質問がありますけれども、また……

○委員(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(吉江勝保君) 速記を始め

○委員(吉江勝保君) 次に、国防衛に関する調査を議題とし、駐留軍の演習場等に関する件の調査を進めます。

政府側出席の方は、丸山調達庁長官でございます。御質疑のおありの方は御発言をお願いします。

○伊藤道雄君 去る四月十一日の午後、太田市大泉飛行場に近い周辺で米軍のジェット機からミサイルの模擬弾

らしいものが落とされておるわけですね。そこで、飛行場問題にも関連して、さらにまた相馬ヶ原におけるロケット弾の試射について緊急に質問申し上げたいと思ひます。

まず、お伺いしたい点は、去る四月十一日の昼過ぎ、太田・大泉飛行場に近しい新田郡新田町小金井、これはこの地図を見るとわかりますが、太田のこのところ。境界線上に近い所、その小金井の農家で橋本三鬼さんという方の麦畑に落とされた事件があるわけですね。そこでお伺いしますが、その落とされた物の正体は一体何であつたかというところ、それからまた、何ゆゑそのようなものが落とされたのか、さらにジェット機は米空軍の何部隊の所属であるか、こういう一連の関連事項を詳細にまず何ておきまします。

○政府委員(丸山信君) 四月十一日の群馬県における飛行機事故、この飛行機は米空軍の横田の基地に所属する飛行機でございました。それから、落としました物体は、お話の通り、爆弾状のものでございました。これに關しまして、横田空軍基地につきましてこの詳細の照会を行ない、事情を調査したわけでございますが、これは爆弾ではございません。電波に關する電気装置の測定機である、このように承知いたしておるわけでございます。

○伊藤道雄君 そのようなものがどうしてあつたか、落とされたか、了解に苦しむわけですが、どういふことで落としたのか、落とされたのか、そういう点が不明確であります。

○政府委員(丸山信君) 横田空軍基地につきまして調査いたしましたところ、電波測定に關する訓練中の事故で

ある。もちろんわざわざ落とすものではなしに、誤つて落とすたものである、そのようなことでございまして。

○伊藤道雄君 長官は一番よく御承知のように、この太田・大泉飛行場は、赤城、江崎、西村三長官の言明があるわけですね。それと、現に丸山調達庁長官の公約があつたわけですね。にもかからず、いまだに日本側に返還されてない。このことは、特に現地の方々を初めとして、群馬県百六十万県民をして憤激しておるわけですね。これは眞議会で決議がなされたくらい、群馬の統一した問題であるわけですね。お伺いしたいのは、同飛行場は、一週間うち、火曜と金曜に物資投下訓練が行なわれてきたわけですね。で、十一日というのは火曜に当たつたわけですね。従つて、訓練日になるわけですね。そこで、この点を確かめておきたいのですが、この測定機は上空から飛行機目掛けて落とされたのであつたけれども、それが飛行場外に落ちた、こういうことではないのか。現地にも私参りました、そういう考への方が多いようですね。そこで、こういう關係を一つ明確にしておきたいと思ひます。この点はいかがですか。

○政府委員(丸山信君) 先ほどお答え申し上げました通り、これは太田・大泉飛行場の物資投下の演習というものはなくて、電波に關する測定機でありまして、その電波測定に關する訓練中の事故である。ただいまのところ私どもは承知しております。

○伊藤道雄君 御承知の通り、一昨年、すなわち三十四年の十二月一日にも、同飛行場の付近の小学校の校舎に部品が落ち、それから校舎すれすれに

ジープが落とされたという事故があつたわけですね。これははっきりしておるので、飛行場目掛けて落下傘を落とすたが、落下傘が開かないでという關係で飛行場外に落ちた。太田市のどまん中に落ちたわけですね。この点ではっきりしてはいますが、これは太田でこの前に落ちたのは飯塚という所ですから、太田のちやうどどまん中になります。

今度落ちたのは小金井、この境界に近い所ですね。こういう事故が前にあつたわけですね。幸い校舎の屋根に落ちた分は部品であつた關係で、それがジープであつたら、折から授業中の子供たちに大きな悲劇が起きたであらうと思ふわけですが、幸い屋根の方には部品が落ちて、ほんの校舎すれすれにジープが落ちた、こういう問題があつたわけですね。このときも、いまだに大へん遺憾に思つておられるのは、米軍側ではそれだけの事故を起こしておきながら、何ら学校にも、また、その落ちた土地の所有者にも、一ぺんのあいさつもなかつた。私どもは米大使館に行つて抗議した結果、ようやくあいさつに行つた、そういう事態があつたわけですね。今回も大きな損害はなかつた、たまたま麦畑に今回の場合は落ちたという事です。しかし、人の所有の畑に、大きな損害はなかつたとはいへ、やはりこれはあいさつするのが礼であらうと思ふわけですね。今回はどうなつておるのか、その点をまず確かめたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) 私が現地の前橋調達事務所より受けました報告によりますと、米軍の横田基地からは、直ちに係官が現場に向きまして、落ちましたところの麦畑の所有者である橋

本三鬼さんに対して、深くおわびすると同時に、その損害につきましてお話し合いになり、円満にその話が解決した、このように報告を受けております。

○伊藤道雄 先ほどどういふものが落ちたのかという質問に対して、電波関係の測定機の部品であるというような御答弁があったわけですが、ところが、こういう事実がわかっておるわけです。四月十二日の朝、米軍の横田基地の広報係から、飛行機から偶然に落ちたもので、爆発物や危険物ではないと太田署に連絡があった。この落下物の現物を見た人の話に、私も二、三日たつて現地に参りましたけれども、もちろんその現物があつたわけではないのです。もうすぐ持ち去つてしまつたわけですが、しかし、その現物を見た人の話によると、あるいはモデルとか、あるいはミサイルとか、あるいはフルコン、これはフルコンというのではないから、フルコンの間違ひだと思つたが、そういうモデルとかミサイルとかフルコンという文字が書いてあつた。現物を直接見た人の話はそういうわけですが、先ほどの長官の御答弁とはだいぶ食い違ひがありますが、もしフルコンであるとする、これは空対空の誘導弾で、ただこれは本物であつたかどうか、おそらく私どもも演習用のものであつたろうと思つた、これは常識です。さうに考えられるわけですが、ところが、現物はあの日の夜、所沢の基地から急行した米軍の憲兵が直ちに持ち去つたというのです。その落ちた当時現物を見た人以外には、あとわれわれが行つたときにはこれを確認することができ

なかつた、遺憾ながら。そういうことで、もし長官の言われた言葉の通り、電波測定機の一部であるということであれば、モデルとかミサイルとか、あるいはフルコンというようないふ文字が書いてあつたことは考えられないのですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(丸山信吾) 私どもが現場の事務所から報告を受けたもので、最初の報告には、お話のように、爆弾状の形態をなしたものである。それから、その当時における現地の新聞にも、あるいはミサイルその他特殊の兵器の模型のようなものではないかという記事が載つていたというこの報告を受けております。従いまして、横田空軍基地に対して調査を進めてみたわけですが、その結果は、これは爆弾状のそういうものでない、電波に関する測定機械である、電気システムの装置の入つたものであつて、電波に関する測定訓練の最中に誤つて落としたものである、このように承知いたしております。

○伊藤道雄 重ねてお伺いいたしますが、もし長官の言われたように、電波の測定機であつたとすれば、こういうモデルとかミサイルとかフルコンという文字があつたということがどうも解せないのですが、これは米軍にも確かめられたと思つた。米軍に連絡の結果はどうなつてゐるのか。あなたの前橋の調達事務所からの情報は、今御答弁のあつたそういうことのようにございしますが、米軍の方の回答はどういうことですか。

○政府委員(丸山信吾) 東京におきまして、私どもの方から直接に横田の方に照会し、調査をしたその結果が先

ほど申し上げたようなものでございす。爆弾状の形態で、地元で当初見た人は、これこれというような次第というところは、前橋の調達事務所から受けた報告でございすが、なお、こちらから横田の事務所に対して照会した結果が今申し上げたようなところでございす。

○伊藤道雄 そこで、さうお伺いいたしますが、この地図を見るとよくわかるように、新田町の小金井という所、この周辺には、行つて見られるとわかりますけれども、相当農家がある、現実にですね、ごらんになればよくわかります。しかも、前には太田のどまん中にジープが落ちたということ、今回も、そういう物体は違ひますけれども、重ねて落ちた。しかも周囲には農家が密集しておる。不幸中の幸いで、農家に落ちないで畑の中へ落ちたので、幸い事なきを得たわけですが、それでも長さ二メートル、幅五十センチくらい、穴があいておるわけですね。私も現場を確認してきたわけだ。これも農家に落ちたら、相当の被害があつたと思つた。まことに不幸中の幸いというべきであらう。で、前の問題と、重ねて今度こういう問題が起きて、太田並びにその周辺の方々

は非常に不安感を持つて、おるわけですが、これは行つて見られるとわかりますが、これは離れておつたのではその雰囲気を知るよしもないですが、相当現地の方々は不安を持つておられる、二度こういうことが繰り返され

たわけですが、これはきわめて遺憾だと思つたのですが、しかもその根拠は、こういう都市のどまん中に、ただ単なる

飛行場でなくして、飛行場で、そして加えて物資投下訓練と、こういう特殊な使命を持った訓練場であるというところ、一、その問題があると思つた。そこで、この問題は飛行場の返還という問題に当然関連を持つてくるわけですが、一体長官として、こういうあやまちが三度繰り返されないとあなたに保証できるのかどうか、こういう点についてやはり責任あるお言葉をいただきたいと思つた。

○政府委員(丸山信吾) 事故の発生に關しましては、直接に横田の軍に對し、まして抗議をするともに、実は本日の合同委員会におきまして、米軍全体としての十分なる措置を要求しておいた次第でございす。数年前の事故、それから今回の事故、このようなことも関連しまして、あの太田・大泉飛行場は物資投下の演習場としては適当ならずといふことで、返還折衝をいたしてきまして、これは申上げられた次第でございす。その後、前々回、前回にも申し上げたやうな事情のもとに、今日に至つても、まことに遺憾ながら、この席上、具体的にこの返還の進行措置を申し上げることができないのでございす。鋭意この目的達成のために努力いたしておる次第でございす。

○伊藤道雄 どうも前後二回にわたつてこういう問題が起きたわけですが、防衛庁なり調達庁としては、この程度の事故であつたので、あまり意を用いられていない。この根本的な対策は、何といつても基地を返還すればこういう問題は起きないわけですね、基地を返還すれば、しかも、こ

の返還の問題については、もう繰り返すことをやめますが、繰り返して申し上げるような経過をたどつて今日にきておる。これは調達庁長官、当面の責任者として十分責任を感じておると思つた。結局、こういうあやまちが三たび繰り返されないと保証はあなたにできるのかどうか、さうしてこれを防ぐ最善の方法は一体どういふことかという点をお一つお聞きしておきたいと思つた。

○政府委員(丸山信吾) 事故の原因に對しまして十分なる究明を行なはせ、その予防措置をとるとともに、なお、全般的に飛行機事故の発生を防ぐ措置を米軍にとらせる、また、もちろん米軍といふことも、好んで事故を起こすわけじゃないので、今までも十分にその点を留意しているのでもありますが、時々またまこういうことが起きた機会におきまして、さらに一、その注意を払い、積極的にその予防措置に對して今後の措置をとらせる、これ以外に私は今のところないと思つたので、そのやうな措置を、その事故を起こした現地部隊のみならず、在日米軍司令部に日本側として嚴重な抗議をし、今後の発生を防ぐ措置を要望している次第でございす。

○委員長(吉江勝保) 加藤官房長並びに防衛局長は、ただいま連絡をされましたが、まだ衆議院で答弁をしてゐるやうでありまして、かわりに防衛庁の防衛局の第一課長が出席をいたしておられます。

○伊藤道雄 繰り返してお伺いするやうに、二回こういう問題が同地区で起こされたわけですが、これを三たび起こさないといふ、絶対に起きな

という保証は長官のお答えの中から出てこなかったわけでありまして。それはそういう方法はあるのです。繰り返し言っているように、物資投下訓練というような地区であるから、誤ってあるいは落下傘が開かなかつたりする、もちろん故意に都市のどまん中にそういう物懸なものを落とそうとはしないであらうが、いずれにしても、あやまちというものはあり得る。しかも、人家の稠密している都市のどまん中で、ただ単に飛行するだけでなくて、それだけでもなかなか危険なわけですから、それだけでも騒音があり、ずいぶん障害になるが、加えて物資投下という特殊の訓練をやっている。こういう点から、絶対に保証する方法は、その基地を返還すればすべてが解決するわけでありまして。なぜそういう方向に向かつて最善の努力をされないのか。ただ米軍に交渉したくらいではどうにもならぬと思います。きょうは時間の関係でそういうことには触れません。また、そういう目的でもございせん。しかし、これは別途また日をあらためてお伺いしたいと思ひますが、私が地方新聞等を全国にわたつて調べた。これは全部新聞にそういう事故が出たとは考えられません。しかし、一応私が地方の新聞で調べてみたところでも、最近米軍から同じようなあやまちが全国にわたつて二十数件起こされております。ここに一切詳細が私の手元にあるわけですから。現にこの新聞切り抜きにも、これは十三日の読売新聞ですが、こういう問題が起こされてくる。これは繰り返し言うように、こういうことをお伺いするのが本来じゃないか、これは別途またお伺いいたしま

すが、そのように、特に近ごろこういうあやまちがひんぱんです。これは山の中での事故であつたとするならば被害も少ないであらうけれども、特に衛星都市の指定を受け、そして工場誘致というものを県民があつて要求している都市のどまん中にこういう物資投下訓練という特殊な使命を持った飛行場のあるというところは、何といつてもこのままには黙認できないと思ひます。しかも、この問題は三カ年におつたこの国会の場で追及し続けてきた問題であります。にもかかわらず、いまだに誠意ある御回答がいただけないというところは、きわめて遺憾であると言わざるを得ない。もうこの段階で何とか手を打つべきではないか。これは西村防衛庁長官の言葉をかりると、相手のある仕事だからいつ幾日になるという約束はできない、こう言われておるわけですが、結局、誠意の問題だと思ふ。一体どういふふうにお考えですか、この問題について。

○政府委員(丸山信吾) 米軍の演習場、飛行場等、いわゆる基地と称されるものは、日本の防衛のために、日米安保条約に基づく措置として米軍に使用を許しておるわけでございます。従いまして、そういう建前から、米軍の必要なものを政府としては提供しなければいけないのでありまして、その提供事務に關しても、調達庁が鋭意いたしておるわけでございます。ただし、今、具体的な問題の太田・大泉の飛行場において物量投下の演習をやつておられますが、それは、確かに周辺の都市、人口の稠密な村落の状況、これがまた首都圏の工場指定地域というものの關係において適當ではないと

私どもも考えておる次第でございます。従いまして、申し上げておる通り、この返還の折衝を鋭意いたしておるわけでございますが、ただ、遺憾ながら、やはりこれにかわるべき適當なものがないと直ちに返還ということにはならないという事情のもとに、今日まで具体的に返還措置がとれておらないのは事実でございます。これは、以上述べましたような事情でございますので、私は当面の責任者でございますが、大臣の西村防衛庁長官も非常に深い関心を示されまして、この解決のために種々方途を考究されておるところでございます。

○伊藤藤道君 これは米軍の便宜をはかるのもいいでしょうけれども、あまりにも高価な犠牲を払いながら、それまでして何も便宜をはかる必要はないと思ふ。そういうお言葉であるならば、あえて申し上げますが、一昨年の十二月、時の防衛庁長官赤城さんが、あなたとともども、おそくも来年三月までにはと、こういう確約をされたので、当時、会社大工場等が、あちからちからこちからも太田・大泉飛行場目掛けて工場の移転を計画してきたわけですから。着々準備を進めてきた。受け入れ側でも、物心両面の配慮をして、相当の犠牲を払ってきたわけですから。ところが、待てど暮らせど、なかなか実現しないというところで、中には、中には、これは断念をして他に転出するといふような事態が出てきたわけですから。こういう中で、次の江崎防衛庁長官とあなたと、またともども、昨年八月十日以来、数カ月わたる当内閣委員会での質問に対して、最初は、おそくも

なり、あるいは会社は、防衛庁、調達庁の言葉を信頼して、隠忍自重して待ちに待ってきたわけですが、いまだにその緒にもついていないという、こういう事態、従つて、ただ単に延期が、多少おくられておるということでは済まされないうと思ふ。これは容易ならぬ決意をもつて事の解決にお骨折りのいたさないで、次々にはかり知れない損害が起きてくるわけですから。一体どう措置しようとなさつておるのか、これは尋常一様ではどうにもなりません。たまたま内閣委員会御質問のときに、まあ、抽象的に御答えになったわけでは解決しないと思ふのです。もちろん日米合同委員会なり施設委員会、これは相当機会があるわけですから、相当発言もされ、相当要求されたと思ふのです。ただ、最大限の努力だけでは了解できないわけですから。従つて、二月二十三日の当内閣委員会でお尋ねしたそれ以後の事態について、調達庁長官としては、一体どのように発言せられ、どのように手を打たれ、どういふ面でお伺いしたいと思ひます。ただ最高

の努力をしてきただけでは了解できないと思ひます。一つ一つを具体的に聞かせたいだきたいと思ひます。

○政府委員(丸山信吾) この問題のこれまでの経緯、いきさつは私自身もよく存じております。また現地の事情に關しまして、先般、群馬県の神田知事も見えられまして、知事からもよく承つて承知しておる次第でございます。これに關しまして、この二月以来、もちろん施設委員会、合同委員会等、そのルートのあることに、この早期解決を交渉しておるのでございます

が、実情としては、まだいつ幾日ということになるということを申し上げる段階になっておりませんので、私自身も非常にこの責任は痛感しておる次第でございます。従いまして、これに關する措置としましては、大臣とも御相談申し上げ、なお、その委員会等以外にも、しかるべき措置によってこの解決の促進をはかる方途を目下種々考究いたしておる次第でございます。

○伊藤道雄君 この日米合同委員会、施設委員会は、隔週ごとの火曜日にあるわけですが、従って、二月二十三日の当内閣委員会以後でも、今日まで四回はあったわけだと思ふのです。そこで、長官は一体どういふふうに米側に對して発言されておられるのか。そうして米側の回答はどうであるのか。これは合同委員会、施設委員会に対する面のあなたの努力、それだけではないと思ふのです。これは公式の会議における手の打ち方でありましょう。もちろん、これが中心となつて進められたと思ふのですが、そのほか個人折衝とか、いろいろ努力のしよはあろうと思ふのです。そういうことを具体的ににお聞かせいただきたいということを言つておるのです。今の長官の御答弁では、何ら具体性がないわけでは、ないことをお聞きしておるわけでは、ないのです。どういふふうにお聞きしたら、米側はどういふふうにお聞きしたら、おそれる。そこまでは事態が来ている。ところが、代替地はもう日本側からも提供しておるでしょう。アメリカはここ——これが調達庁といい、米側といい、それぞれ専門家の集まりですから、これが適するか適しない

か、イエスカノーかというところは、そんなに長い間からかぬでもイエスカノーかというところはすぐわかるわけですが、狭い日本の国土内に、はたして最適の地がないというならば、これは米側に一つ断念してもらつて、広い本國へ歸つてやつてもらふのが一番妥当だと思ふのです。狭い土地で、山の中にかくかくの所がある、やむを得ずそういう所を選ぶ場合もありましょう。しかし、あなたの御答弁の中にそういう具体性はさっぱり出てきていないわけですね。これではどうにもならぬ。了解できないですよ。これはきのうきよう始まつた問題でなく、繰り返し言ううちに、もう三力年の問題だ。しかも、その間に責任ある長官が責任ある国会の場で公然と繰り返し確約をせられておるのです。それが何ら緒についていない。見通しもない。そういう中で、現地でははかり知れない、物心両面にわたる、先ほど申し上げたような損害を受けておる。これは、ただ単に申しわけないとか、あるいは、いまだ、目下努力中というふうなことは、了解したいと思ふのです。一つ具体的ににお聞かせいただきたいと思ふのです。

○政府委員(丸山信君) 御承知の通り、この問題解決を妨げておりますのは代替地の問題でございますので、代替地に關しまして、日米双方の要望する、希望するものが一致しない、まあこの点にあるわけでございます。これが一致しないと長らくかかりますので、それならば双方の申し分以外に、あるいは適切なものがないか、それらのことに關しても調査研究を進める、このような段階を現在経たわけでございます。

○伊藤道雄君 こういふ大事な問題が三力年にわたつて検討されてきて、いまだにイエスカノーか判断がつかないで決定を見ていない、そういうことで長引いている、この代替地の問題がですね。先ほど申し上げたように、この狭い日本の領土内で一体適地があるのかないのかというところは、専門家の集まりである皆さんの検討の結果、いまだに結論が出ないということとは、どうしても受け取れないわけですね。もしかりに、どうしても適地がないというのならば、米本國、広々とした領土を持つてゐるわけですから、そこでやつたらいのじやないですか。なぜそういうことが要求できないのか、それは私はどういふふうにお聞きしておるわけですか。ただ単に、私は群馬だから、群馬さえよければいいなんて、少しも考えておりません。群馬の太田飛行場の場合、都会のどまん中であつて、しかも、そういう所で物資投下訓練をやつておるから危険だ。あるいは埼玉、あるいは茨城などどこでも、群馬県以外ならどこに持つて行つてもいいのではなからうか。これは群馬にしろ、茨城にしろ、全国どこでもですね、どこでもですよ、こういう人口稠密の、また農耕地を控えて、農家の散在しておる所で、その上空で危険な物資投下訓練をやることはやめるべきだ、こういうことを申し上げておる。たまたま群馬の太田飛行場は都会のどまん中にある。この地図を見たらよくわかるでしょう。都会のどまん中ですよ。こういう所で物をどんどん落とすような訓練はやめるべきではないか。それがどうにも代替地がないということであるなら

らば、もう日本には適地がないということなんだから、そういう前提に立つて、米軍に對して強く要求すべきではなからうかと思ふのです。どうも、繰り返し申し上げるように、合同委員会、施設委員会は隔週ごとの火曜日に持たれておるのですから、相当回数はあるわけですが、それだけでもですね。それだけでも相当な機会があるわけですね。そこで、具体的にどういふふうにお聞きされて、どういふお答えがあつたかというところをお伺いしておるわけですね。そういうことは一度も触れていないじゃないですか。そういう具体的な努力の経過を一つお聞きかせいただきたい。重ねてお伺いいたします。

○政府委員(丸山信君) 交渉中の事項でございますので、その内容の具体的なことについては、一々ここで申し上げることはできないのを遺憾に存じます。が、繰り返すように恐縮でございますが、代替地に関する双方の意見の一致を見ない。それならば第三の候補地において双方の意見の一致を見るような場所があるまいか、このようになことにいつて検討を双方で加え、また討議をいたしておる次第でございます。

○伊藤道雄君 どうも繰り返しても要を得ないのです。この施設委員会の構成メンバーは一体どうなつておるか。特に米軍については、所属部隊、階級、氏名、こういうものを、今ここですぐ長官の口から出ないでしようか、即刻資料として出していただきたいと思ふ。この点、どうですか。

○政府委員(丸山信君) 施設特別委員の構成は、日本側におきましては、私が代表の議長でございます。米側におきましては、在日米軍司令部の参謀

第四部長スパングラ海軍大佐でございます。その他、向こうは陸海空三連の關係者、また日本側におきましても、外務省、防衛庁、大蔵省と關係省の代表者がおります。もし御必要とあれば、その具体的なことは後ほど資料で提出いたします。

○伊藤道雄君 大体その構成はわかつたのですが、これは今言われた全構成員の所属、階級、氏名等を一ツ即刻出していただきたいと思ふのです。

なお引き続きお伺いいたしますが、この太田・大泉飛行場の問題、以上申し上げたように、このまま放置されたのでは、群馬県民あげて憤激しておるわけですから、特に現地並びに周辺の方々は、先ほど来申し上げたような事情もあつて、このままでは物心両面の損害はますます大きくなつてくる、非常に耐えられない、首都圏の整備に基づく衛星都市としての準備も何ら手を打つことができない、そういう事態の中で、なおかつ物資投下訓練をやられたのでは、地元民としてはまことに遺憾のきわみであるということだけであらう。これはもう措置なしです。これはもう何にも手につかぬという実情。そういう中で物騒なものが次々に頭上に落とされておる。こういう問題を契機として、さらに強力な決意を持つて一つ早急に解決するよう具体的に働きかけていただきたい。時間はあまりありませんので、これ以上繰り返しません。この点について、長官の一大決意を最後にお伺いしておきたいと思ふのです。

○政府委員(丸山信君) この問題のこれまでの経緯、また現状はおそらく私が一番よく存じております。また、こ

これまで申し上げたことに對しましての責任もありません。それから現地の知事から最近の情勢もつづきに承つております。なお、今後とも最大の努力を払ひまして、この問題の解決をいたしたいと考えております。

○伊藤道雄君 なる、これは主として防衛庁になるわけですか。従つて、防衛庁長官の御出席を要請したわけですが、衆議院内閣委員会の防衛二法との関連で、これは大へん無理であるといふことから、防衛局長とか官房長に代理出席をお願いしたわけですか。しかしながら、現在、防衛局第一課長だけが御見えになっておる。そういう点で、大

事な問題であるので、いささか迷うわけですが、第一課長、責任を持つて御答弁できますか。——無理でしょう。しかし、緊急の問題ですから、まあ一応何つておきましょう。また長官なり局長、官房長お見えの節重ねてお伺いしますが、で、P2Vの訓練のためのロケット弾射が相馬ヶ原で行なわれておる、こういう問題に關連して一、二お伺いしたいと思うのですが、これは、海上自衛隊では四月二十五日から三日間、相馬ヶ原の演習場で國産の訓練用航空ロケット弾の試射をするといふことが発表になっておるわけですか。そこで、この詳細について承りたいと思ひます。具体的にどういふこと

○説明員(久保卓也君) 残念ながら今のお話の点は、私の方で聞いておりません。

○伊藤道雄君 あなた何のために出てきたのですか。これは海上自衛隊の幕僚部から、いわゆる海幕から陸幕へ、こういうような実験をしたいからとい

う申し込みがあつたわけですか。そこで、これを受けとめた陸幕では、防衛庁と検討中であるといふことを聞いたわけですか。その検討の結果、どういふふうになったのか、まずそのことをお伺いしたいのですが、そういうことは聞いておりませんか。

○説明員(久保卓也君) 調べてさつそくお答えいたします。

○伊藤道雄君 調べてからじゃ間に合わないの、そこで、この間、防衛庁から問い合わせがあつたわけですか。どういふことを聞かれるかといふので、これは隠すべきことではないので、むしろよく調べてきてよくお答えいたしたいといふ建前から、かくかくしかじかと具体的に政府の方に、委員室からのお問い合わせに對して隠すことなく、かくかくしかじかの点をお伺いするのだといふことでお伺いしたわけですか。きよう調達庁長官については、太田・大泉の問題を中心にして、それからこれはいづゆる実験ですからね、訓練の内容に入るのだから、これは調達庁にはちよつと所管違いですね。そこで、防衛庁、できれば長官、最悪の場合でも官房長、防衛局長といふふうにお願ひしたわけですか。まあ、あなたを責めておる意味では毛頭ないわけですか。二人が来られぬから頭数だけそろえておけといふのでおいでになったのでしょ

うが、それでは話にならないわけですね。しかも、これは緊急の問題だから今すぐ事態を知りたいわけだ。

そこで、委員長に議事進行上お伺ひする。速記をとめさして下さい。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

〔委員長退席、理事小幡治和君着席〕

○理事(小幡治和君) それじゃ、速記を立てて。

○吉江勝保君 先ほど来の伊藤委員の質問に關連を、さらに私からも一、二調達庁の長官にお伺ひをいたしたいと思ひます。

演習機あるいは自衛隊機から爆弾と申しますか、あるいはその他のものが落下しまして、そして民家に被害を与える、こういうような場合の調達庁あるいは自衛隊に對する連絡方法といひますか、それは現在どういふようになつておるのか。たとえばここに被害がある県のある場所に起こつた、そういうときには、調達庁長官のもとに、あるいは自衛隊に即刻報告がどういふ経路で行なわれてゐるか、まず、その点について御答弁をお願いしたい。

○政府委員(丸山信君) 飛行機等から物が落ちた、あるいは飛行機自体が落ちたといふような事故に關しましては、事の性質上、最もすみやかに地元

の警察がそれを知ります。これに關しまして、調達庁の仕事といひましたし、米軍に關する事故の補償事務といふものをやっております。そこで、事故が起きたならば直ちに調査をして、その善後措置を講じなければいかぬといふ任務を持つておりますので、警察では、警察を通じてその上の方へのルートに御報告もあるとともに、もよりの調達局あるいは調達事務所

に知らせてくれます。そこで、調達事務所ではすぐに現場に行きまして、できる限りその実情の詳細を調べ、特に損害模

様等を調べまして、それを事務所であるならばそれを所管する局へ、それか

ら局から私のところに速報をまずよこす、このような措置をとつております。

○吉江勝保君 自衛隊の府県の連絡部といふのがありますが、自衛隊の連絡部と警察とも、これは關係があるものなんではないか。その点は答弁できますか。

○政府委員(丸山信君) 私、自衛隊關係の直接の責任者ではありませんので、責任あることを申し上げかねますが、地方連絡部が、その自衛隊の事故に關してもちろん關係はされるだろうと思ひますが、正規の筋としてそれをタッチされるものかどうか、ここで申し上げかねますので、防衛庁の方から……。

○吉江勝保君 先ほど太田飛行場の被害に關しても、調達庁の方から見舞を差し出したといふ話があつたんです。が、こういう問題の一つの処理について、迅速に人を派遣して調査をする、あるいは一応のお見舞をされる、こういうことが一番大事ではないか。しかも、それには、やはり早くそういう事件があつたといふことを通報を受けることが、まず先決だろうと思ひますが、そういう点で、幾らか調達庁の機構においても少し緩慢な点がないだらうかと思ひますが、一応そういう連絡がとられると聞きまして、今説明を聞きますと、一応そういう連絡がとられると聞きまして、今度具体的に、実は山梨県内で起こりました問題についてお伺ひいたします。

先ほどの話は四月の十一日の事件のようでありましたが、それでは四月の十八日、一昨日なんでありましたが、一昨日大月の市内に落下しました模擬爆弾、これの被害につきましては、もう

調達庁の方では詳細を把握されておるのでございませうか。

○政府委員(丸山信君) 大月において一昨日に起こりました模擬爆弾の投下事故に關しましては、あそこを所轄しております富士調達事務所、その午後現場に調査に行きまして、それを所管する横浜の調達局に知らせる、調達局から私どもの方に、昨日日本庁の方にも報告が来ております。その内容は、事故の発生時は午前九時五十分ごろであるといふこと、落ちた場所は、大月市大月町字花咲で精米業をやつておられる小沢融さんの、その精米場に一個、それからその付近のたんぼに一個と、二個であること、それから落ちたものは模擬爆弾で、長さ六十五センチ、径十センチ、重さ十キロのものであるといふ報告が来ております。それに関する損害の点を目下調査してゐる、人間その他の被害はないといふことである

○吉江勝保君 大体報告はお受けになつておるというわけですね。これは富士の演習場に落ちたといふ場合と違ひまして、大月といふような、ああいう汽車もすぐわきを通つておる、その市内に落下しておる、非常に地元でも騒いでおるわけですが、まず第一に、その事態の報告があつたときに、今申しましたように、その精米所、小沢さんの家に対しましては、すぐにお見舞といひますが、そういうものは措置をもうすでに講ぜられておるのであります。

○政府委員(丸山信君) 調達庁といひましては、これらの件に對する所管する庁として、これまで方針として、直ちに政府のその方面の代表者として

一五

第一部 内閣委員会會議録第二十号 昭和三十六年四月二十日 【參議院】

被害の方には何い、お見舞の措置等を講じ、また、今の損害に対する補償措置等の手続も説明するように指示しておりますので、また、こういう事故も遺憾ではございますが、年に相当ありますので、そのようなことから、これに關しまして、現場の所長において、お説のような措置はすでにとつてあると思つております。

○吉江勝保君 調達庁が、あとで損害があつたらそれを調べて補償するといふ仕事をされておることは、これはわかるのでありますが、事態が起つたときに、すぐにとりあへず責任者がはせ参じて、そうしてお見舞をする、あるいは、おわびをするというふうな措置の方がもっと大事な、確実におとりになる必要があるのじゃないか。一日のことでありますが、一昨日の大雨の市内に落ちております小沢さんの精米所には、だれがお見舞に行つておりますか。

○政府委員(丸山信君) 行つた者の名前をまだ承知しておりませんが、富士調達事務所の方が一昨日の午後に向つておると承知しております。

○吉江勝保君 これは一つ長官として、出先で起つておることだから、たぶん出先の者が行つておるだろうというふうな、そういう認識でなくして、こういう事態が起つたら、それは大へんだ、すぐにお見舞をさす、調査はともかくとして、すぐにお見舞をさすというように、もっと被害者にあたたかい同情といひますか、相済まなかつたという、そういう気持ちを表明されまうことが、地元の人たちに与えるいろいろな不安あるいは反発と申しますか、そういうことから考へて、まず

第一に大事なことでないか。いささか、そういう点が人まかせといひますか、事務的に流れておるのじゃないか、こういうふうに思ひますので、あらためて少し長官の御所見をお聞かせたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) お説の通りに私も考へておりますし、これまで考へてきました。従ひまして、これまで毎年々々局長会議もやり、また、これを担当するのは実は調達局の事業部というところでございますが、事業部長会議におきまして、常にまず第一に、政府としては、これらの関係の事方については、現場に何い、被害者の方には参上してお見舞申し上げ、それし上げるのが大事である。これをいづもの会議の機会にも申し述べ、そのような方針で指導して参つております。

○吉江勝保君 一昨日のことであります。これは県内の新聞また県外の新聞におきましても相当大きく扱ひまして、被害を受けた小沢さんの談話も、あるいは大月の関係者、相当いろいろな人たちの談話記事も新聞には出ておるのであります。また、記事も詳細に報道されておるのであります。その中に、調達庁の者がお見舞に行つたとか、あるいは、それに対してまことに遺憾であるというふうな記事は少しも見つからないので、まあ一般の者が新聞を見ておりましたも、非常に何か冷たいような印象を受けるので、これはやはり、行かれた人があるのかもしれないが、おいでになれば、やはりもう少し、言ひ言葉はつきりと、見舞もしてもらひ、そし

て警察にも寄つて、警察に御苦勞も言つてもらひ、あらゆるところにある程度の動きをなさることが必要じゃないかと、こゝろ思ひますが、いかがお考へでしょうか。

○政府委員(丸山信君) お説の通りでございます。先ほど申しましたように、この数年、そのような措置をとるべきであるといふことで、ずっと局また事務所というものを指導して参つております。従ひまして、今、手元に一昨日何つた者の名前を持ちませんが、非常に恐縮でございますが、必ずや私の方針通りの処置は私はとつたことと考へておる次第でございます。

○吉江勝保君 それでは、だれがいつ見舞に行つたかといふことを、一つあつて資料でお知らせを願ひたいと思ひます。

今度はその次の質問をいたしたいと思ひますが、一体これはどの飛行機から落ちたのか。まあこれはすぐにどういふ飛行機から落ちたかという断定もしにくいのであります。一応は、自衛隊の演習機か、あるいは米軍の演習機かというふうにいわれておるのであります。今、調達庁に入つておられます報告によりますと、これはどの飛行機から落ちたものか、まず第一にその飛行機の所屬がわかりましたらお知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) これは米軍か、または自衛隊の飛行機か、どちらかであると私どもは考へております。具体的には、自衛隊としましては、直ちにこれの關係を調査してもらひましたところ、これまでの判明のところでは、自衛隊の方はどうもそういう事故

は見当たらないといふことでございすので、私は、一応これは米軍の飛行機からの事故であらうと推定いたしております。推定のもとにありますが、現場は米軍にも連絡し、従つて、米軍の空軍から係官が参りまして、たしか報告によりまして昨日、その付近にどんなものが落ちたかといふことでそれを現在調べておる最中でございます。また、私も本日ちやうど合同委員会がございしたので、米軍のものであるという推定のもとに、これらの処置に關し、向こう側の一そうすみやかに原因究明なり、今後の対策なりについて要求して参つたのでございす。

が、はつきり何で一昨日の事故がきよになつてわからぬかといふことに對する一つのものとしましては、この模擬爆弾といふものはやはり米軍も自衛隊も同じものを使つておる事情があるやうでございます。従つて、すぐ直ちに断定といふことの事情がむづかしい。もう少し全国の各部隊についてつぶさに調べてみる、こういうことでございすので、私は今のところ、一応自衛隊のものではなくて米軍のものであらうと推定はいたしておりますが、目下米軍について確認中でございます。

○吉江勝保君 大体、その明瞭になるのは、まだどのくらいかかるものでしょう。

○政府委員(丸山信君) きよう合同委員会でもこの話を持ち出しているやうな次第ですから、私は、そう長くかかるわけではなくて、近日中には判明すると思ひます。実は、これが近日中に判明いたしましたら、私もが仕事として補償事務等いたしておりますが、私どものこゝろいふ法規に

のつとてやるべきかどうかといふことのもともさまざまになりまうので、これは即刻、その意味からも私は急いできめたいと思つております。確認を得たいと思つております。

○吉江勝保君 地元の人としまして、一体どの所の飛行機から落ちたのか、まだ……これから質問しますが、どの飛行機が落ちていつたのかといふことが、まずわからないと、非常にこれは不安を持っておりますので、早急に判明さしていただきます。それと資料として出していただきまうか、あるいは連絡をしてお知らせを願ひたいと思ひます。

次の質問に移ります。想定ではあります。それが米軍機にしまして、自衛隊機にしまして、あるいは場所の上で、ここには模擬爆弾と書いてあります。しかし、これはいつ爆発するかわからないものやうであります。こゝろいふものを落としたいといふことは、一体これは、もちろん意識的にこれを上空から落とすとは私どもも思ひません。思ひたくないものであります。しかし、こゝろいふやうな危険なものを飛行機が持つておつて、その爆弾が自然に落ちて、何か整備の欠陥によるものとして落ちて、こゝろいふものが市街の上に落ちてくるというやうなことの原因につきましては、これはほんとうに究明しまして、はつきりして、そういうやうな不備のないやうにこれはしなければ、非常にこれは心配になるのであります。そういうやうな爆弾を装備している飛行機が飛んだとき、こゝろいふものは自然に落下するといふやうなことが想像できるのであります。あるいは過去においても、そ

ういうようなものが自然に落下した事実があるのか。そういうときには一体どういふような欠陥で落ちたのか。一つその点を御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) 私がこれまで受けております報告によりますと、演習用の模擬弾であるということでありまして、それから推定いたしますならば、これはやはり演習場に行く途中等において、何らかの事故のために落ちたのではないかと思ひます。もちろん、この大月のような所へ意識的に落とすなどという事情もわかりませんし、また模擬弾そのものは模擬弾で爆発性のもではない。しかしながら、模擬弾でも、演習用のものでありますというところ、どこに落下したかということが判明する程度の煙は出す装置はありますので、その程度のものでございしますが、重さが何しろ十キロもありまして、大へんなことでもありますし、また現にこの精米所の壁を貫き柱を破壊しているという実情も出ている危険なものでございしますので、当然そのどういふ演習へ行く途中であつて、どういふ原因によつてこのような事故が起きたのか、これは十分に調査究明した上、今後のこれらのことに対する補償措置をいかにすべきか、このような問題を確定、確定していかなければならぬ、このように考えております。

○吉江勝保君 私は、最後には調達庁の長官には十分な補償を要求したいのでありますが、その補償しますからよいという問題ではないので、これは飛行機から、こいういふ模擬弾にしきしても爆弾が空から落ちてくる、こいういふことがあり得るかということについて非常に危険を感じておるのです。十八日のこの模擬弾も小沢蔵精米所の主人が精米機にエンジンをかけようとしておりまして上から落ちてきたが、それが突きささつた所は、わずかに一メートルぐらゐな自分のわきに落ちておるのです。一メートルといへばほんとうにあぶない。手でも伸ばしておれば手もやられてしまふというやうな手の届くやうな所なんでありまして、ここのやうな近くに落ちておるのではありません、もう小沢蔵の談話から市民も非常に心配をいたしておられます。第一に、先ほどのどの飛行機から落ちたのか、次にはどういふやうな原因で、あるいは欠陥で落ちたのか、それを究明してもらひまして、そして確実に将来はさういふことが絶対にないのだということに米軍なら米軍機、自衛隊なら自衛隊機に措置を講じてもらはないと、あとで補償すると申しましたが、これは死者が出ましたり、こいうことではもう補償しても追つかない、絶対にさういふものは落とさないという装置につきまして、確実な方法を講じてもらひたい。このことにつきましては、調達庁の長官として、厳重に確実に、それはここの席におきまして言明していただき、申し込んでいただくと思ひます。

○政府委員(丸山信君) お話のやうに、これまでのありました事故は、演習場の周辺近く等が大部分でございまして、水戸の対地演習場とか東北あるいは九州の北部という所にさういふ演習場がございしますので、その周辺の問題が多々今までのことであつたのでございまして、実はこの山梨県の事故と、それから先ほど質問にありました群馬県の事故は、ちよつとそれと性質を異にしておる点がございしますので、私も、これについては十分原因を調査し、そしてこの予防装置をいかにして講ずるか、この前提のために、まず自衛隊のものではないと今のところ私は推定いたしておりますが、米軍の方も今調査中でございますが、まず、それから確認いたしました、今後の措置を講じ、これらのことを絶対にならしむるやうな方途も私も講じたいと思つております。もちろん補償は、十分に調査の上その措置はとりませんが、補償措置さえとればよいというやうな考え、毛頭持つておりませんので、お説のやうな措置に進めたいと思つております。

○吉江勝保君 防衛庁の官房長が出席されたやうでありますので官房長にお尋ねいたしますが、今質問しております米軍機あるいは自衛隊機から、演習場の上空でない中央線の大きな分岐点の駅になつておる大月の市内に模擬弾が二発も落下しまして、そして市民は今非常に恐怖に包まれておるのではありませんか、航空機から、模擬弾にしろ、演習場でない遠く離れたこいう市の上空で落下するということは、一体考えられることかどうか。これは防衛庁の方から一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 普通ロケットその他にいたしましても発射装置がありまして、発射装置を作動させて初めて飛行機を離れるというこゝになつておるといふやうに私承知しております。非常に危険なものでありますから、さう簡単にさういふやうな模擬弾にいたしましても、自然のままで離れるというふうには私はなつていないと思ひます。なお、自衛隊といたしましては、あらかじめ投下訓練等を行いました場合には、海面を利用して、今やつておりますのは、海面を利用して公示をいたしまして、危険のないやうな方法で、主としてこれは磁気探知の機構、何と申しましたか、操具フイでございしますが、さういふやうなもので投下訓練をやつておるところはございします。しかし、今まで問題が起つたことはございしません。

○吉江勝保君 官房長の答弁で、発射装置があつて、それを操作しなれば爆弾は落下しないという確実なお話がありますと、また心配になつて、まさか、先ほど故意に落としましたものではなかつたかといふものがあるが、どうしてさういふものが市内の上空で落ちてきたか、これは非常に心配になるもので、この点につきましては、調達庁長官にも原因を十分に調査をして報告をしていただくやうに要望したのであります。防衛庁の方におきまして、これが米軍機か自衛隊機か、またはつきりしないやうであります。さういふ装置のしてあるものが、二個の爆弾が同時に同じ場所に落下してございました。わずかに数メートル、あるいは離れまして十メートルぐらゐ離れた場所に、一つは精米所の壁を破つて家の中へ、一つはその裏のたんぼに落ちておる。二個も同時に落下しておるのであります。さういふことが確実に発射装置の操作をしなければ落ちないといふものが、なぜに落ちたかといふことは、これこそ非常にみな心配しておりますので、その原因がどこにあつたかといふことは、これは一つ明らかにしてもらつて、さうしてみなを安心させたい。先ほど来言つておるのであります。さういふことについて、新聞の報道では、非常にみな心配しております。不安であるという記事は載つておりますが、それに対する安心をするやうな談話は一つもない。お見舞をしていふといふやうな記事も出ていないのです。これは一つ調達庁長官からも、防衛庁の方からも、調査をされたならば適切に迅速な措置を講じてもらひたい。また、当国会にも一つ報告をしていただきたい。さらに調達庁の長官には、第三の点であります。これは、その落下させました航空機が米軍機であるといふことに多分なるのじやないかと私思ひますが、さうならば、すぐに事前からでも早く被害者に対する見舞あるいは被害損害の補償といふやうなことにつきましては、当人はもちろん、いわばその周辺の心配をして危惧を持っている人たちに、これは実損があつたかたがたかといふやうな問題もありません。さういふ不安も解消されるやうに適切な措置を第三には講じてもらひたい、その点についてのお答をいただきたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) その第三の点に關しましては、これは従来から、かかる場合には、私の方では現場の事務所においてさういふ措置をとるやうに指示、指導しておりますので、私もこのケースに關しまして、とられておると存じておりますが、なお念のため、具体的にどのやうな措置が今までの行なわれておつたか、今後どのやうなことに現場でするかといふことを

直接にチェックいたしまして、適切な御説のような措置をとりたいと思っております。

○政府委員(加藤陽三君) 私の防衛庁といたしましては、調達庁と協力をいたしまして、事実を調査したいと思っております。日時がわかりましたら、自衛隊の飛行機がその付近を行動したかどうかというところは大体わかるわけでございます。明瞭になると思っております。今お話を伺っております。おそろく取りつけの模擬爆弾でありますか、何でありますか。おそろく取りつけの部品等に十分でないところがあつたのじゃないかと、いふふうに想像するのでございます。しかし、それにいたしましては、国民に不安を与えることでは、あつたので、さういふことにつきましては、あくまでも原因を確かめまして、今後さういふことの起こらないように措置を講じなければならぬと思っております。

○吉江勝保君 日時は先ほど申しましたが、十八日、一昨日の朝の九時五分に落ちていたのでございます。それから先ほど最初に質問をしましたときに、防衛庁の方から出席がなかったのに、確なお答えがいただけなかったものであります。さういふ事故が起つたときに、自衛隊の府県にありまして、連絡部というものとこの警察との間の連絡、さういふ事故についての連絡はどうか、さういふことについて、警察が言わなければ、自衛隊の連絡はさういふものは知らぬ顔をしているのか、あるいは話を聞いてすぐに自衛隊の連絡部の方から警察へ行って調査して、さうして

それぞれ報告をするのか。その間の連絡はさういふように平素から指示されているのですか。

○政府委員(加藤陽三君) これは御存じかと思ひますが、今、自衛隊の地方連絡部に与えておられますのは、募集及びこれに伴う広報宣伝の任務でございます。事実、政府といたしましては、地方連絡部は県庁の所在地にあるわけでございます。地方に起こりまして事故につきましては、なかなか連絡部の方で早くこれを知るといふことは困難であらうと思ひます。警察の方は全県下に網がございまして、さういふことについて早く情報を得ると思ひます。現に、所によりましては、警察の方から自衛隊の連絡部の方に御連絡をいただいております。自衛隊の方でもそれを取り上げて調査をし、しかるべく措置をするといふこともございまして、全国的にはさういふことにはなつておらないのが現状でございます。

○吉江勝保君 これは地方行政といふますか、あるいはその警察関係の当局に質問をする方が適切かと思ひますが、さういふ米軍機があるいは自衛隊機から落下したものであつて被害が起つた場合は、警察はただ警察の地方本部から警察庁に報告をするほか、自衛隊の連絡部に報告をするほか、自衛隊の連絡部に報告を、連絡をとれるような平素連絡を防衛庁なり、あるいは調達庁の方からもお願いをして申すといふますか、依頼をされておるんですか、さういふ連絡はさういふ条約が発効しまして、このような米軍

関係の事故に關しましては、御承知の前の行政協定、ただいま地位協定でございますが、十八条に規定がございまして、そのときからこの措置に關しましては、調達庁が調査をし、補償をする、いろいろな措置を講じます、事故に關し、まず発見、それから連絡、その他もし危険なものが落ちた場合には、その付近に人の立ち入らないようにいふふうな予防措置等の関係から、警察と調達庁の局なり、あるいはさういふ出先の事務所なりといふものは密に連絡するといふことを、その行政協定ができました当時から十分中央で打ち合わせをし、それについてこま

かい連絡方法等もきめまして、それを地方の方へ伝えておられて、それから従つて現在やつております。その関係は非常に密だと思つております。

○吉江勝保君 防衛庁の方。

○政府委員(加藤陽三君) 起りました事故が自衛隊に關連をした事故でございまして、私は警察の方から自衛隊の地方連絡部なり、もよりの部隊なりに連絡があるのが通常だと思ひます。ただ、正式と申しますか、正式に警察と防衛庁との間でさういふ取組みをきめをしておるといふ事実はございせん。この点につきましては、なおよく検討をいたしまして、要するに、さういふ事故が起りました場合に、迅速に措置がでますようにすることとが大事でございまして、よく検討をし、話し合ひの場合によつてはしていきなさいと思ひます。

○吉江勝保君 大体質疑はこれで終わりますが、まず、最初に申しましたように、見舞を迅速にされるといふこと、それから第二には、落しました飛行機がどこの所属の飛行機であるといふことを早くはつきりさせてもらいたい。第三には、将来さういふ不幸なできごとが起らないように原因を十分に調査して、あるいは不完全な器具が扱われておつたか、そのときどういふような錯覚でさういふ行為をしたのか。どうかその点はあくまでも究明してもらつて、かかる事態が再び発生しないような措置をこれは徹底的に一つ講じてもらいたい。最後に、補償につきましては、被害者だけに限定せず、ある程度不安を感じておりまする市民にも、安心のいくような措置を講じてもらいたい。

以上、また次の機会に御答弁願ひますし、それまでに措置が講じられまして、できるだけ早く措置を講じていただくように要望しておきます。

○横川正市君 ちよつと資料をお願いしておきたいと思ふのですが、茨城県、米軍爆撃演習場付近の被害被害状況は、三十三年の二月までは一応数字となつて出ておられますけれども、本年の三月、今四月ですが、三月までの被害状況について、できれば一つ地図と被害した地域の明示したものを資料として出していただきたい、調達庁。

○政府委員(丸山信君) 承知いたしました。

○伊藤道雄君 防衛庁長官お見えにならぬので官房長並びに防衛局長にお伺ひしたいと思ひます。と申しますのは、海上自衛隊では、四月二十五日から三日間例の相馬ヶ原演習場で、国産の訓練用の航空ロケット弾の試射をするといふふうな情報を承わつておりますが、その詳細をまず御説明いただきたいと思ひます。具体的に、たとえば

このロケット弾は海上自衛隊が米国から有償援助で受け取つたロケット弾を原型としてプリンス自動車会社がこれを作成したものといふふうに聞いておるわけですか。それだけではよくわかりませんので、直径、長さとか、あるいは射程距離、有効射程、重量、破壊力、それから会社で現に作つておるわけですから、価格、さういふ一切の全貌を一つ明らかにしていただきたい。

○理事(小幡治和君) 今さういふ防衛庁の方からは加藤官房長、木村経理局長、それから塚本装備局長が列席しております。

○政府委員(加藤陽三君) 御指摘の件でございますが、これは海上自衛隊の持つておりますP2Vという飛行機から発射するロケットでございます。プリンス自動車で製造してあるものでございまして。

〔理事小幡治和君退席、委員長着席〕

この直径は五・七センチ、長さが七十四センチ、重さが五・三キログラム、速度が毎秒三百メートル、射程は五百メートルくらいのものでございます。今、四月二十日とおつしやいましたけれども、その試射の実験は五月中旬に行なう予定でございます。価格等につきましては、手元にたゞいま資料がございせんから、後刻調べまして御説明申し上げたいと思ひます。

○伊藤道雄君 実験の要領は、同演習場内にランチャー一基を据えて、三日間で六十発を発射する、そして異常燃焼の有無等について確認するためのものだ、さういふことには聞いておりますが、さういふことに関した実験の

要領について具体的にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(塚本敏夫君) 実験は、これはロケットには爆発物は積んでおりません。これは訓練弾でありまして、それでありまして、このロケットの飛翔状況の試験、こういうことに考へております。五月幾日からやるかというところはまだ決定いたしておりませんが、大体三日間くらいでやれるんじゃないか、かように考へております。

○伊藤道雄君 そうですね、冒頭お伺ひした四月二十五日から三日間というところではございせんね。五月中旬にということですね。

○政府委員(塚本敏夫君) さうでございます。これは実験の結果がよければ、年間五千発の必要量を全部国産品に切りかえる。もし実験の結果がよければ切りかえる。そうして海上自衛隊のP2V—対潜哨戒機、あるいはS2F、こういうものに装備して訓練するんだというふうに聞いています。この点に關しての真相をお伺ひしたい。

○政府委員(塚本敏夫君) 実験の結果が、われわれが考へておりますやうな結果が出ますれば、将来国産でやつていきたい、かように考へております。発数は五千発と考へておられます。さいせんが、まあ、できれば二次計画においてどれくらいを必要とするか—今言われましたP2V等から発射するものでありまして、将来ともできれば国産化したしたい、かように考へております。

○伊藤道雄君 この実験については、まず海軍から陸軍に対して相馬ヶ原使用についてお伺ひしたい。この海軍から申し込みを受けた陸軍は、目下防衛庁とせつかく検討中である、そういうふうな聞いておられるわけですが、その検討の結果どういふことになったか、この点をお伺ひしたい。

○政府委員(塚本敏夫君) 海軍から陸軍の方に話しまして、期日等につきまして—現在、大体やることにつきましては、陸軍の方も異存がないようでありまして、期日等につきまして、現在検討いたしております。

○伊藤道雄君 さて、この相馬ヶ原ですが、御承知のように、先年有名な、米兵ジラードが農婦坂井なかさんを射殺した、こういう大きな国際的な問題まで起きたというところはよく御存じだと思ひます。こういう非常に大悲剧のあった、こういう特定の地である相馬ヶ原を特に選んでロケットの実験を行なわんとする根拠は那边にあるのか。これは相馬ヶ原については、相当周辺の村民、町民も戦々きやうきやうとした心理状態であるわけですね。あのなまなましい事件はまだ深刻に頭に入っているわけですね。そういう特定の地を特に選んだ理由ですね、こういう点についてお聞かせいただきたい。

○政府委員(塚本敏夫君) この発射は、さつきも申しましたやうに、大体二百メートルくらい距離を発射するわけでありまして、射程は、これはP2Vから打ちますので、高い所から打つわけでありまして、さつき官房長が申しましたやうに、五百メートルくらいは到達し得るものであります。今度の場合におきましては、大体二百メートルくらいを飛ばして、単にそのロケットの飛翔状況の実験というだけ

でありまして、爆発させてその性能を試験するといふやうなものではないわけでありまして。そういう点で、別に相馬ヶ原が悪いとはわれわれは考へておらぬので、一応相馬ヶ原にきめたのであります。

○伊藤道雄君 先ほども申し上げたやうに、この相馬ヶ原は、あのようなジラード事件から非常にこの問題については県民の関心の深い所だ。で、今またこういう所で、物議なこういう誘導弾の実験を、試射をやるということになつて、そういう報道を受け取つた県民は強く反対をしておられるわけですね。だ真相がよくわからないので、今真相を究明中という段階で、まだ具体的に反対ののろしは上がつておりませんけれども、着々その反対運動を盛り上げるために真相を究明しながら待機の方勢にあるということ、もしこれが、防衛庁があつてこの実験を強行しようとして申し上げたというジラード問題のあの問題でもあるし、非常な大混乱が起きるといふことは容易に察知できると思ひます。そこでこの際、とにかくにも、こういうジラード事件の起きたやうな所を特に選ぶことはこの際避くべきだと思ひます。従つて、まだ陸軍としても、また防衛庁としても、一応やることには大体きまつて、期日について検討中、こういうお答えであつたので、さらに検討を進めて、こういう特定の地でそういう混乱を再び三たび繰り返すことを避けた方が賢明であらう、そういうことで、これは防衛庁長官でないとおつと即答できぬと思ひますが、できればこういうことは、一

つ、以上申し上げたやうな理由でこの際中止すべきではないか、こういうふうな考へる。その点についていかがですか、防衛庁として。

○政府委員(加藤陽三君) これは今伊藤先生もおつしやつた通り、私もこの席でその点についての御答弁を申し上げることはむづかしいと思ひます。やるとかやらないということにつきまして、取りやめるといふことにつきまして、御答弁申し上げることはむづかしいと思ひます。

○伊藤道雄君 そこで、この場合あなたに要求することは、いささか問題が大きいために無理であらう、私もそう考へます。そこで、防衛庁長官をお呼びしたわけですが、ちよつと速記をよめて……

○委員(吉江勝保君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○伊藤道雄君 そこでさらに伺ひたいしますが、これは結局、官房長ではお答えできないといふので、お答えできないという立場の人にさらに追及する。お見えになれば別ですが、今使ひが行つておられるやうな、若干の間お伺ひしたいと思ひますが、先ほど丸山長官に、この問題を離れて、太田・大泉の飛行場の返還の問題並びに新田町の小金井に物資が投下されたという問題、この問題にからんで、先ほど調達庁長官にはお伺ひしたわけですが、これも防衛庁長官でない最終的に伺ひできないわけですが、ただ、詳細については申し上げることを避け

うに、赤城長官、江崎長官、そうして西村長官になつたわけですが、赤城、江崎両長官は、具体的に日を限つて、返還しますと公約された。このことについては、官房長もよく御承知だろうと思ひます。一方群馬の方は、群馬県会でも決議がなされて、百六十万県民の強い要望であるといふこと、そういうやうな関係もあつて、あなたの友人である神田知事がしばしば防衛庁にも陳情に来ていると思ひます。事ほどさういふに、県民あげて飛行場返還には努力しておるわけですね。ところが、公約にもかかわらず、さつぱりこれは三カ年の間ただじんぜん日をむなしめして、いまだに端緒を得ない。そういう中で、現地では、大工場、大会社が最初移る予定のものが、次に計画を変更して、他に転出してしまふ、こういう事態も起きておるわけですね。物心両面にわたる大きな損害を受けつつあるわけですね。

特に、西村長官は、これは二月二十三日の当内閣委員会、前長官が、どうも実現しないので、期日を明らかにすることはまずい、この際期日は明らかにしない方がいい、賢明だといふやうなお考えであらうと思ひますが、とうとう期日を明らかにしなかつたわけですね。しかしながら、こういうふうな私の質問に対して答弁されておる。「いたずらに委員会で自分だけが判断して一方的に日限を申し上げるよりは、むしろ真実の努力を傾ける方を先にして結果を得たい」、それでお、この問題が比較的長い期間を要しておるといふことも存じております。また、前長官でございますが、一応の目標を立てられたことも一応は存じております。しかし、私といたしましては、諸般の状

況を考慮して、速記を始めたいと思ひますが、これは結局、官房長ではお答えできないといふので、お答えできないという立場の人にさらに追及することもお見えになれば別ですが、今使ひが行つておられるやうな、若干の間お伺ひしたいと思ひますが、先ほど丸山長官に、この問題を離れて、太田・大泉の飛行場の返還の問題並びに新田町の小金井に物資が投下されたという問題、この問題にからんで、先ほど調達庁長官にはお伺ひしたわけですが、これも防衛庁長官でない最終的に伺ひできないわけですが、ただ、詳細については申し上げることを避け

うに、赤城長官、江崎長官、そうして西村長官になつたわけですが、赤城、江崎両長官は、具体的に日を限つて、返還しますと公約された。このことについては、官房長もよく御承知だろうと思ひます。一方群馬の方は、群馬県会でも決議がなされて、百六十万県民の強い要望であるといふこと、そういうやうな関係もあつて、あなたの友人である神田知事がしばしば防衛庁にも陳情に来ていると思ひます。事ほどさういふに、県民あげて飛行場返還には努力しておるわけですね。ところが、公約にもかかわらず、さつぱりこれは三カ年の間ただじんぜん日をむなしめして、いまだに端緒を得ない。そういう中で、現地では、大工場、大会社が最初移る予定のものが、次に計画を変更して、他に転出してしまふ、こういう事態も起きておるわけですね。物心両面にわたる大きな損害を受けつつあるわけですね。

特に、西村長官は、これは二月二十三日の当内閣委員会、前長官が、どうも実現しないので、期日を明らかにすることはまずい、この際期日は明らかにしない方がいい、賢明だといふやうなお考えであらうと思ひますが、とうとう期日を明らかにしなかつたわけですね。しかしながら、こういうふうな私の質問に対して答弁されておる。「いたずらに委員会で自分だけが判断して一方的に日限を申し上げるよりは、むしろ真実の努力を傾ける方を先にして結果を得たい」、それでお、この問題が比較的長い期間を要しておるといふことも存じております。また、前長官でございますが、一応の目標を立てられたことも一応は存じております。しかし、私といたしましては、諸般の状

況を考慮して、速記を始めたいと思ひますが、これは結局、官房長ではお答えできないといふので、お答えできないという立場の人にさらに追及することもお見えになれば別ですが、今使ひが行つておられるやうな、若干の間お伺ひしたいと思ひますが、先ほど丸山長官に、この問題を離れて、太田・大泉の飛行場の返還の問題並びに新田町の小金井に物資が投下されたという問題、この問題にからんで、先ほど調達庁長官にはお伺ひしたわけですが、これも防衛庁長官でない最終的に伺ひできないわけですが、ただ、詳細については申し上げることを避け

うに、赤城長官、江崎長官、そうして西村長官になつたわけですが、赤城、江崎両長官は、具体的に日を限つて、返還しますと公約された。このことについては、官房長もよく御承知だろうと思ひます。一方群馬の方は、群馬県会でも決議がなされて、百六十万県民の強い要望であるといふこと、そういうやうな関係もあつて、あなたの友人である神田知事がしばしば防衛庁にも陳情に来ていると思ひます。事ほどさういふに、県民あげて飛行場返還には努力しておるわけですね。ところが、公約にもかかわらず、さつぱりこれは三カ年の間ただじんぜん日をむなしめして、いまだに端緒を得ない。そういう中で、現地では、大工場、大会社が最初移る予定のものが、次に計画を変更して、他に転出してしまふ、こういう事態も起きておるわけですね。物心両面にわたる大きな損害を受けつつあるわけですね。

況から、相手と十分に代替地等の問題で話し合いを進めて、できる限りの努力はしなければならぬ」と、こういうふうに真実の努力を傾けるとか、あるいは代替地の問題で話し合いを進めて、できるだけ努力をする、こういうことを確約されたわけです。そこで、あ

なたの立場で、長官が防衛庁としてどの努力というの、一体どういうものであったのか、それを最後にお伺いしておきます。長官がお見えにならなければ、本日の質問はこれでとどめておきたいと思ひます。官房長のお立場で、防衛庁長官がどのように手を打っているかよく御存じだと思ひますので、最後にこの点をお伺いしておきたい。

○政府委員(加藤陽三君) 太田・大泉の問題は、前々から当委員会においてもしばしば論議せられておりますので、私もよく承知をいたしております。ただ、この仕事そのものは主として調達庁の方で扱われる事柄でございますので、長官に対する補佐は調達庁長官が主としておやりになつてゐるような状況でございます。もちろん、われわれといたしましても、調達庁は防衛庁の外局でございますので、防衛庁として活動すべき分野につきましては、協力をするのによぶさかではございませんが、今までのところ、長官がどういふふうに御活躍になりましたかということについては、詳細は存じておりません。

○伊藤道雄君 それでは、長官がお見えにならないので、時間の経過もだんだんたつて参りますし、まことに遺憾ながら、本日のところは、この件に関する質問は打ち切っておきます。また

次回にあらためてお願いしたいと思ひます。以上で終わります。

○横川正市君 さつき速記のないままに私の方から発言をしておいたわけでありますけれども、この際委員長に私の方から強く一つ要請しておきたいと思ひます。ぜひこれは理事打合せ等でも検討した上で、何らかの処置を一つとつていただきたい。それは、伊藤君から再々この委員会を通じて明らかにされております太田飛行場の返還問題をめぐつての論議でありますけれども、歴代の防衛庁長官から、返還については同意をされ、期日を付してその努力を約束されたのは、しばしばであります。しかも、三年という月日を経過いたしましたけれども、なおかつ事は明らかにされておけません。これは私は、委員会としても、また議会としても、きわめて残念なことだと思ひます。この際ですから、責任の所在を明らかにして、院はその問題について何らかの態度を表明すべきだと私は考えるわけでありまして、これについてぜひ一つ御協議いただきたいと、かように思ひます。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、本件に関する審議は本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

四月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十五日)
一、国家公務員に対する寒冷地手

当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)